

# 建築物における駐車施設の附置等に関する 条例等の取扱いについて（手引書）

令和8年4月1日 計画調整局

この手引書は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例等の取扱いに関して、附置義務台数等の算出方法、各種基準及び手続き等について取りまとめたものです。

この手引書において、

- 条例は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年6月11日大阪市条例第93号）」
- 条例施行規則は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成20年5月30日大阪市規則第111号）」
- 条例施行基準は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成2年3月22日大阪市告示第196号）」
- ◎要綱は「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱（平成3年4月1日）」
- ◎要綱施行基準は「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱施行基準（平成3年4月1日）」をそれぞれ意味します。

## 【目次】

第1	用語の定義	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
第2	附置義務台数の算定について		
	1. 附置義務設置基準について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2～6
	2. 荷さばきの車室規模について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
	3. 附置義務台数算定の計算例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8～9
第3	技術的基準について		
	1. 車室について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 10～11
	2. 車路について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12～14
	3. 特殊装置について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 15～16
	4. 出入口について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 17～22
第4	地域ルール of 適用について	・・・・・・・・・・	P. 23
第5	駐車スペースの有効活用について	・・・・・・・・・・	P. 24～25
第6	各種申請等について		
	1. 附置義務緩和申請について	・・・・・・・・・・	P. 26～29
	2. 〃 工事完了届について	・・・・・・・・・・	P. 30～31
	3. 地域ルール of 適用について	・・・・・・・・・・	P. 32～33
	4. 共同駐車場の指定について	・・・・・・・・・・	P. 34～40
	5. 〃 工事完了届について	・・・・・・・・・・	P. 41～42
	6. 〃 状況報告について	・・・・・・・・・・	P. 43～44
	7. 敷地外設置 (条例第16条第1項) について	・・・・・・・・・・	P. 45～49
	8. 〃 にかかる継続設置の報告について	・・・・・・・・・・	P. 50～51
	9. 共同駐車場への設置 (条例第16条第2項) について	・・・・・・・・・・	P. 52～57
	10. 〃 にかかる継続設置の報告について	・・・・・・・・・・	P. 58～59
	11. 敷地内の駐車施設等の位置等の変更について	・・・・・・・・・・	P. 60～62
	12. 措置命令書について	・・・・・・・・・・	P. 63～64
第7	駐車施設に関する協議および届出について	・・・・・・・・	P. 65
第8	オンライン申請について	・・・・・・・・	P. 65
第9	条例及び要綱の改正経緯	・・・・・・・・	P. 66～68

(参考) 整理票記入例

## 第 1 用語の定義

### (1) 特定用途

駐車場法施行令第 18 条で定められていますが、本市においては、共同住宅を除く次のものとします。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

### (2) 非特定用途

特定用途以外の用途（共同住宅、社会福祉施設、学校等）をいいます。

### (3) 駐車場整備地区

道路の効用を保持し円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域で、大阪市では都心部地区約 2,291ha、新大阪地区約 171ha 及び京橋地区約 91ha の合計約 2,553ha の区域を都市計画で定めています。

### (4) 周辺地区

駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域をのぞく市全域（市街化区域内）をいいます。

### (5) 延面積

建築物の総延床面積から駐車施設及び駐輪施設部分の面積を除いた面積をいいます。（容積対象面積を使用することも認めます。）

### (6) 駐車施設

四輪車、荷さばきまたは自動二輪車の駐車のための施設であり、車路および車室の部分をいいます。

## 第2 附置義務台数の算定について

### 1. 附置義務設置基準について

大阪市内における、附置義務設置基準は、下表の計算式のとおりです。

#### 【四輪車】

(単位：㎡)

建築物の用途 地域・地区	特定用途		非特定用途	
	(1) 駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が3,000㎡ をこえ12,000㎡以下 $\frac{(\text{延面積}) - 2150}{430}$ →切上げ台数	延面積が12,000㎡ をこえる部分 $\frac{(\text{延面積})}{525}$ →切上げ台数	延面積が3,000㎡ をこえ15,000㎡以下 $\frac{(\text{延面積}) - 2250}{450}$ →切上げ台数
(2) 周辺地区 〔(1)以外〕	延面積が3,000㎡をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 3000}{350}$ →切上げ台数		対象外	

#### 【荷さばき】

(単位：㎡、または戸)

建築物の用途 地域・地区	特定用途			非特定用途
	(1) 駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	百貨店その他の店舗	事務所	その他特定用途
	敷地面積が600㎡をこえるもの			敷地面積が600㎡をこえ、かつ住戸数70戸以上
	$\frac{(\text{延面積})}{4,000}$ →切捨て台数	$\frac{(\text{延面積})}{8,000}$ →切捨て台数	$\frac{(\text{延面積})}{5,000}$ →切捨て台数	$\frac{(\text{住戸数})}{300}$ →切捨て台数
(2) 周辺地区 〔(1)以外〕	敷地面積が600㎡をこえるもの			敷地面積が600㎡をこえ、かつ住戸数70戸以上
	$\frac{(\text{延面積})}{6,000}$ →切捨て台数			$\frac{(\text{住戸数})}{300}$ →切捨て台数

#### 【自動二輪車】

(単位：㎡)

建築物の用途 地域・地区	特定用途			
	百貨店その他の店舗・事務所		左記以外の特定用途	
(1) 駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が2,000㎡をこえ、3,000㎡以下のもの	延面積が3,000㎡をこえるもの	延面積が2,000㎡をこえ、6,500㎡以下のもの	延面積が6,500㎡をこえるもの
	一律1台	$\frac{(\text{延面積})}{3,000}$ →切上げ台数	一律1台	$\frac{(\text{延面積})}{6,500}$ →切上げ台数
(2) 周辺地区 〔(1)以外〕	延面積が3,000㎡をこえ、9,000㎡以下のもの	延面積が9,000㎡をこえるもの	延面積が3,000㎡をこえ、9,000㎡以下のもの	延面積が9,000㎡をこえるもの
	一律1台	$\frac{(\text{延面積})}{9,000}$ →切上げ台数	一律1台	$\frac{(\text{延面積})}{9,000}$ →切上げ台数

**(1) 地域・地区の取り扱い**

建築物の敷地が2以上の地域・地区にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなします。〈条例第12条〉

**(2) 2頁の表の建築物の用途区分で2以上の用途を有する建築物（混合用途建築物）の場合**  
**【四輪車】**

特定用途に供する部分の延面積と非特定用途に供する部分の延面積の合計を特定用途に供する建築物の延面積とみなし、2頁の表より附置義務台数を算出します。小数点以下は切り上げます。〈条例第3条別表第1〉

**【荷さばき】**

2頁の表に記載の用途区分ごとに台数を算定したもの（共同住宅で住戸数が70戸未満の場合は0）を合計したのち、小数点以下を切り捨てた台数とします。

〈条例第6条、第7条別表第3〉

**【自動二輪車】**

その他の特定用途に供する部分の延面積に6/13を乗じた面積と百貨店その他の店舗・事務所の用途に供する部分の延面積の合計を百貨店その他の店舗・事務所の用途に供する建築物の延面積とみなして2頁の表より附置義務台数を算出します。小数点以下は切り上げます。〈条例第8条第2項〉

**(3) 大規模な事務所の特例に係る大規模低減（四輪車・荷さばき・自動二輪車に適用）**

延面積が10,000㎡を超える事務所の場合、10,000㎡を超え50,000㎡までの部分の延面積に0.7を、50,000㎡を超え100,000㎡までの部分の延面積に0.6を、100,000㎡を超える部分の延面積に0.5を、それぞれ乗じて得た面積の合計に10,000㎡を加えた面積を延面積とみなします。〈条例第10条〉

**(4) 大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減（荷さばきのみ適用）**

住戸数が400戸を超える共同住宅の場合、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25を、それぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなします。〈条例第11条〉

**(5) 振替規定**

**【荷さばき⇒四輪車】**

荷さばき駐車施設を附置するときは、その台数を2倍に換算して四輪車の附置義務台数及び要綱指導台数に算入することができます。さらに、荷さばき附置義務台数を超えて設置す

る場合または任意で設置する場合は、荷さばき 5 台（換算後で 10 台）を上限として算入できます。要綱では荷さばき 1 台（換算後で 2 台）が上限です。

〈条例第 5 条第 1 項及び第 2 項、要綱第 6 条第 1 項及び第 2 項〉

#### 【自動二輪車⇒四輪車】

自動二輪車駐車台数のうち附置義務台数を超えて設置される駐車台数を 5 で除して得た台数（その台数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）を附置義務台数及び要綱指導四輪車台数に算入することができます。

〈条例第 5 条第 3 項、第 4 項、要綱第 6 条第 3 項〉

#### 【自転車⇒四輪車】（要綱のみ適用）

自転車駐車場のうち大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例等の基準を超えて設置される自転車駐車場台数に 1 / 10 を乗じた台数を合計した台数（その台数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）を要綱指導台数に算入することができます。算入の上限は、ワンルームの住戸数に 1 を乗じて得た数値とファミリーの住戸数に 3 を乗じて得た数値を合計した数値から、大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例等の基準に従い算定した台数を差し引いた数値とします。

〈要綱第 6 条第 3 項〉

### （6）附置義務の緩和規定

駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域内で、鉄道駅に地下通路、上空通路又は歩行者専用道路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物で市長の承認を受けたものは附置義務を緩和することができます。（荷さばきおよび自動二輪車は対象となりません）

※制度の詳細については、『第 6 各種申請等について』を参照してください。

〈条例第 3 条第 2 項、条例施行基準第 2 条〉

### （7）附置義務の特例

次の場合で市長の承認を受けたものは附置義務駐車施設を建築物の敷地外に設置することができます。

- ・敷地の状態その他特別の事由により特にやむを得ない場合
- ・市長が指定する共同駐車場に駐車施設等を設置する場合

※制度の詳細については、『第 6 各種申請等について』を参照してください。

〈条例第 16 条、条例施行基準第 6 条および第 8 条〉

〈要綱第 8 条、要綱施行基準第 2 条〉

## (8) 適用除外の建築物について

次のいずれかに該当する建築物については、条例の対象外となります。

- ・ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、その全部を特定用途以外の用途に供する建築物又は特定部分及び特定用途以外の用途に供する部分を有する建築物で特定部分の延面積が 3,000 平方メートル以下であり、かつ、その建築物の延面積の 2 分の 1 以下であるもののうち、以下 (1) ~ (6) の市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの
  - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（ただし大学は除く）
  - (2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設
  - (3) 軌道法施行規則（大正 12 年内務省、鉄道省令）第 7 条第 2 号の工事方法書に記載する施設
  - (4) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備
  - (5) 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
  - (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- ・ 建築基準法第 85 条の仮設建築物

〈条例第 3 条第 4 項及び第 17 条、条例施行基準第 3 条〉

(9) 増築または用途変更の場合

【四輪車】

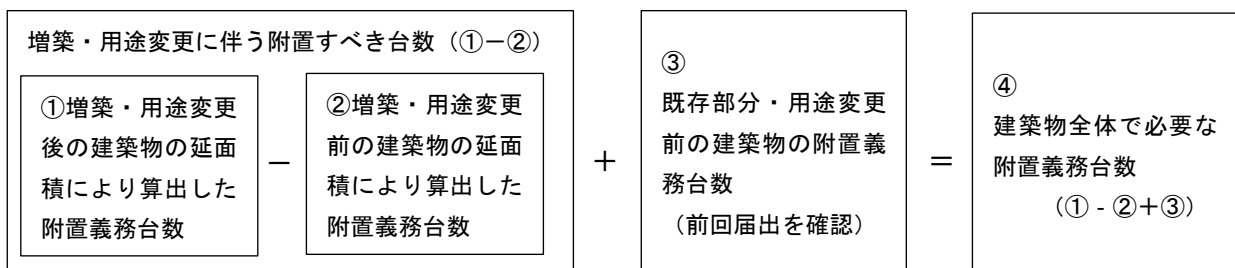
- ・(これまで対象でなかったものが) 増築により附置義務対象の規模となる場合は、増築後の建築物の延面積について、2頁の附置義務設置基準により、附置義務台数を算定します。
- ・既に附置義務対象規模である建築物において増築する場合、当該増築部分の延面積について、次の表に示す面積(原単位)ごとに1台の附置義務が必要となります。  
増築部分の延面積が原単位未満の場合は、増築にかかる附置義務は対象外となります。
- ・用途変更は、大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するもの)を伴う場合で、特定部分の延面積が増加する場合は対象です。
- ・(これまで対象でなかったものが) 用途変更により特定部分の延面積が増加したことにより、附置義務対象の規模となる場合は、用途変更後の特定部分の延面積について、2頁の附置義務基準により、附置義務台数を算定します。
- ・既に附置義務対象規模の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴う用途変更で、特定部分の延面積が増加する場合、当該増加部分について、原単位ごとに1台の附置義務が必要となります。

増築及び用途変更における原単位

	特定用途		非特定用途	
	駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が 3,000 m <sup>2</sup> をこえ 12,000 m <sup>2</sup> 以下	延面積が 12,000 m <sup>2</sup> をこえる部分	延面積が 3,000 m <sup>2</sup> をこえ 15,000 m <sup>2</sup> 以下
	<b>430 m<sup>2</sup></b>	<b>525 m<sup>2</sup></b>	<b>450 m<sup>2</sup></b>	<b>525 m<sup>2</sup></b>
周辺地区	延面積が 3,000m <sup>2</sup> をこえるもの		対象外	
	<b>350 m<sup>2</sup></b>			

【荷さばき】【自動二輪車】

- ・増築する場合、または大規模の修繕又は大規模の模様替を伴う用途変更をする場合は、増築又は用途変更後の建築物の延面積により算出した附置義務台数から、増築又は用途変更前の建築物の延面積により算出した附置義務台数を差し引いた台数を新たに附置しなければなりません。



※自動二輪車駐車施設の附置義務は平成20年6月以降、荷さばき駐車施設の附置義務は令和8年4月以降に課されているため、それ以前に新築等を行った建築物は、上記③の台数は0台となります。

## 2. 荷さばきの車室規模について

一定規模以上の建築物<sup>※</sup>においては、附置しなければならない荷さばき駐車施設の一部を普通車規格（幅 2.5m 以上、奥行 6.0m 以上、はり下高さ 2.1m 以上）で整備することを認めます。

※荷さばき駐車施設について、一部を普通車規格で整備することができる建築物の規模

- ・駐車場整備地区等において、延面積が 12,000 m<sup>2</sup>を超える建築物
- ・周辺地区で、延面積が 15,000 m<sup>2</sup>を超える建築物

### (1) 普通車規格で整備することができる荷さばき駐車施設の台数の算定方法

$$\left[ \text{① 荷さばき駐車施設義務台数} \right] - \left[ \text{② 2 トン車の規格で整備する台数} \right] = \text{普通車規格で整備できる台数}$$

### 2 トン車の規格で整備する台数算定表

建築敷地の地域地区	建築物の用途	2 トン車の規格で整備する台数	
		計算式	
駐車場整備地区等	百貨店その他店舗	当該用途の延面積 ×	$\frac{12,000}{\text{全体の延面積}} \div 4,000$
	事務所	当該用途の延面積 ×	$\frac{12,000}{\text{全体の延面積}} \div 8,000$
	上記以外の特定用途	当該用途の延面積 ×	$\frac{12,000}{\text{全体の延面積}} \div 5,000$
	共同住宅	当該用途の延面積 ×	$\frac{12,000}{\text{全体の延面積}} \div 300$
周辺地区	特定用途	当該用途の延面積 ×	$\frac{15,000}{\text{全体の延面積}} \div 6,000$
	共同住宅	当該用途の延面積 ×	$\frac{15,000}{\text{全体の延面積}} \div 300$

### (2) 混合用途建築物の場合の算定方法

『2 トン車の規格で整備する台数算定表』中の建築物の用途について、2 以上の区分の用途を有する建築物（混合用途建築物）の場合は、用途別の按分面積（用途別延面積（共同住宅は住戸数）の全体延面積に対する割合で上限延面積（12,000 m<sup>2</sup>または 15,000 m<sup>2</sup>）を按分したものを、表中の『延面積（共同住宅は住戸数）』に代入し用途ごとに計算したのち、それぞれを合計した数値について小数点以下を切り捨てたものを 2 トン車の規格で整備する台数とします。ただし、0 となる場合は切り上げて 1 とします。

### 3. 附置義務台数算定の計算例

《計算例その1》

商業地域、敷地面積 2,000 m<sup>2</sup>、延面積 16,000 m<sup>2</sup>、事務所の場合

(附置義務台数の算定)

$$10,000 + (6,000 \times 0.7) = 14,200 \text{ m}^2 \quad \dots \text{ 事務所の大規模低減適用}$$

$$\text{四輪車} \quad \frac{12,000 - 2,150}{430} + \frac{2,200}{525} = 27.1 \rightarrow 28 \text{ 台}$$

$$\text{荷さばき} \quad \frac{14,200}{8,000} = 1.76 \rightarrow 1 \text{ 台}$$

$$\text{自動二輪車} \quad \frac{14,200}{3,000} = 4.7 \rightarrow 5 \text{ 台}$$

(荷さばき車室規模の考え方)

$$14,200 \times \frac{12,000}{14,200} \div 8,000 = 1.5 \rightarrow 1 \text{ 台} \quad \dots \text{ 荷さばきの附置義務 1 台は、2 トン車規格で整備が必要}$$

《計算例その2》

商業地域、敷地面積 2,000 m<sup>2</sup>、  
延面積 9,500 m<sup>2</sup> (事務所：4,000 m<sup>2</sup>、共同住宅：5,000 m<sup>2</sup> 100 戸、集会場：500 m<sup>2</sup>) の場合

$$\text{四輪車} \quad \frac{9,500 - 2,150}{430} = 17.1 \rightarrow 18 \text{ 台}$$

$$\text{荷さばき} \quad \frac{4,000}{8,000} + \frac{500}{5,000} + \frac{100}{300} = 0.9 \rightarrow 0 \text{ 台}$$

$$\text{自動二輪車} \quad 4,000 + (500 \times \frac{6}{13}) = 4,230.8 \quad \frac{4,230.8}{3,000} = 1.4 \rightarrow 2 \text{ 台}$$

《計算例その3》

商業地域、敷地面積 2,500 m<sup>2</sup>、  
延面積 15,000 m<sup>2</sup> (事務所：7,000 m<sup>2</sup>、ホテル 8,000 m<sup>2</sup>)、駅接続緩和を適用する場合

(附置義務台数の算定)

$$15,000 \times 0.7 = 10,500 \text{ m}^2 \quad (\text{事務所：4,900 m}^2、\text{ホテル：5,600 m}^2) \quad \dots \text{ 駅接続緩和適用}$$

$$\text{四輪車} \quad \frac{10,500 - 2,150}{430} = 19.4 \rightarrow 20 \text{ 台}$$

$$\text{荷さばき} \quad \frac{4,900}{8,000} + \frac{5,600}{5,000} = 1.7 \rightarrow 1 \text{ 台}$$

$$\text{自動二輪車} \quad 7,000 + (8,000 \times \frac{6}{13}) = 10,692.3 \quad \frac{10,692.3}{3,000} = 3.6 \rightarrow 4 \text{ 台}$$

(荷さばき車室規模の考え方)

$$(4,900 \times \frac{12,000}{10,500} \div 8,000) + (5,600 \times \frac{12,000}{10,500} \div 5,000) = 1.8 \rightarrow 1 \text{ 台}$$

・・・ 荷さばきの附置義務 1 台は、2 トン車規格で整備が必要

《計算例その4》

商業地域、敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>  
 延面積 35,000 m<sup>2</sup>（ホテル：10,000 m<sup>2</sup>、共同住宅 500 戸 25,000 m<sup>2</sup>）の場合

(附置義務台数の算定)

四輪車  $\frac{12,000-2,150}{430} + \frac{23,000}{525} = 66.7 \rightarrow 67$  台

荷さばき 400 + (100 × 0.5) = 450 戸 …… 共同住宅の大規模低減適用のみなし戸数

$\frac{10,000}{5,000} + \frac{450}{300} = 3.5 \rightarrow 3$  台

自動二輪車  $\frac{10,000}{9,000} = 1.1 \rightarrow 2$  台

(荷さばき車室規模の考え方)

$25,000 \times \frac{450}{500} = 22,500$  …… 共同住宅のみなし戸数による按分面積

$\left(10,000 \times \frac{12,000}{32,500} \div 5,000\right) + \left(450 \times \frac{12,000}{32,500} \div 300\right) = 1.3 \rightarrow 1$  台

…… 荷さばきの附置義務 3 台のうち 1 台は 2 トン車規格で整備、残り 2 台は普通車規格で整備が可能

《計算例その5》

駐車場整備地区、敷地面積 15,000 m<sup>2</sup>  
 延面積 130,000 m<sup>2</sup>（事務所 105,000 m<sup>2</sup>、その他の特定用途 25,000 m<sup>2</sup>）、駅接続緩和を適用する場合

(附置義務台数の算定)

10,000 m<sup>2</sup> を超え 50,000 m<sup>2</sup> 以下の部分  $40,000 \times 0.7 = 28,000$

50,000 m<sup>2</sup> を超え 100,000 m<sup>2</sup> 以下の部分  $50,000 \times 0.6 = 30,000$

100,000 m<sup>2</sup> を超える部分  $5,000 \times 0.5 = 2,500$

$28,000 + 30,000 + 2,500 + 10,000 = 70,500$  m<sup>2</sup> …… 事務所の大規模低減適用

$70,500 + 25,000 = 95,500$  m<sup>2</sup>

$95,500 \times 0.7 = 66,850$  m<sup>2</sup>（事務所：49,350 m<sup>2</sup>、その他特定用途：17,500 m<sup>2</sup>） …… 駅接続緩和適用

四輪車  $\frac{12,000-2,150}{430} + \frac{54,850}{525} = 127.3 \rightarrow 128$  台

荷さばき  $\frac{70,500}{8,000} + \frac{25,000}{5,000} = 13.8 \rightarrow 13$  台

自動二輪車  $\frac{70,500 + (25,000 \times \frac{6}{13})}{3,000} = 27.3 \rightarrow 28$  台

(荷さばき車室規模の考え方)

$\left(70,500 \times \frac{12,000}{95,500} \div 8,000\right) + \left(25,000 \times \frac{12,000}{95,500} \div 5,000\right) = 1.7 \rightarrow 1$  台

…… 荷さばきの附置義務 13 台のうち 1 台は 2 トン車規格で整備、残り 12 台は普通車規格で整備が可能

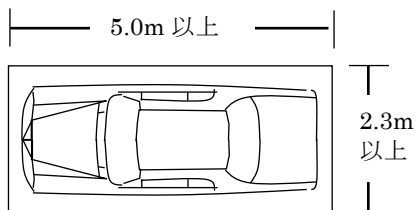
### 第3 技術的基準について

#### 1 車室について

##### 1. 大きさ〈条例第13条第1項、第3項〉

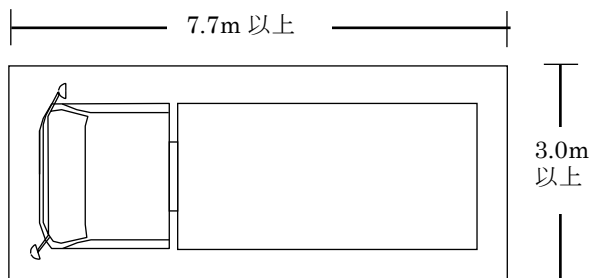
- 四輪車の車室の大きさは幅2.3m以上、奥行5.0m以上である必要があります。
- 自動二輪車の車室の大きさは幅1.0m以上、奥行2.3m以上である必要があります。
- 荷さばき駐車施設にあつては幅3.0m以上、奥行7.7m以上である必要があります。

##### <四輪車の駐車施設>

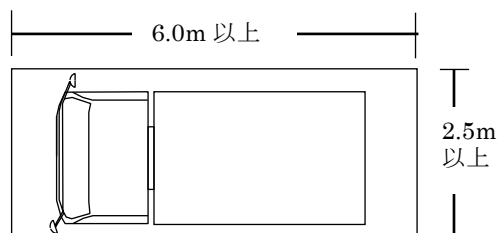


##### <荷さばき駐車施設>

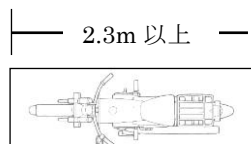
・ 2トン車規格



・ 普通車規格



##### <自動二輪車の駐車施設>



規則第6条第3号により、看板の設置その他の方法により、自動二輪車の駐車のために供する部分であることを明示する必要があります。

- 注) ・建築確認申請の図面における車室の表示は自動車の大きさを表示するのではなく、車室寸法を表示してください。
- ・「大阪府福祉のまちづくり条例」の適用を受ける場合は、幅3.5m以上、長さ5.0m以上確保した車室を設置してください。(四輪車用)

## 2. 配置〈条例第13条第1項、第3項〉

自動車安全かつ円滑に走行できる車路により道路に通じている車室の配置は下記のとおりです

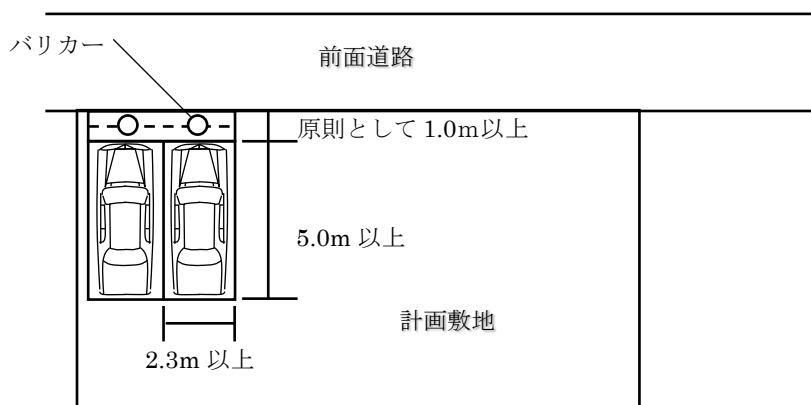
- (1) 自走式の駐車施設等では、他の自動車を動かさずに出し入れが出来る車室の配置であることが必要です。(他の車室を通過せずに入出りできる配置)
- (2) 前面道路に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置(いわゆる串刺し駐車)の取扱いは下表のとおりとし、バリカー等による安全対策が必要です。(自動二輪車及び荷さばき駐車施設についてはこの限りではありません。)
 

なお、前面道路に歩道がある場合は道路管理者との協議が必要です。

### 1 前面道路に対して

2台以下	設置可
3~9台	配置上やむを得ない場合設置可 ※やむを得ない理由を図面に記載すること
10台以上	不可

〈設置できる例〉

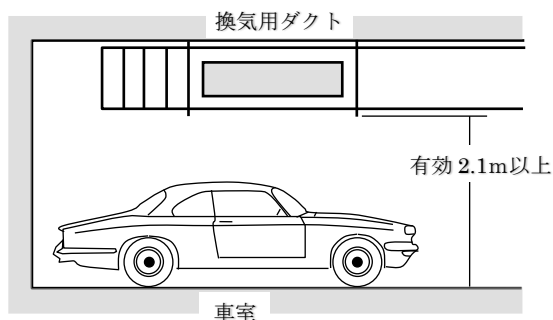


## 3. 高さ〈規則第6条第1号、第2号〉

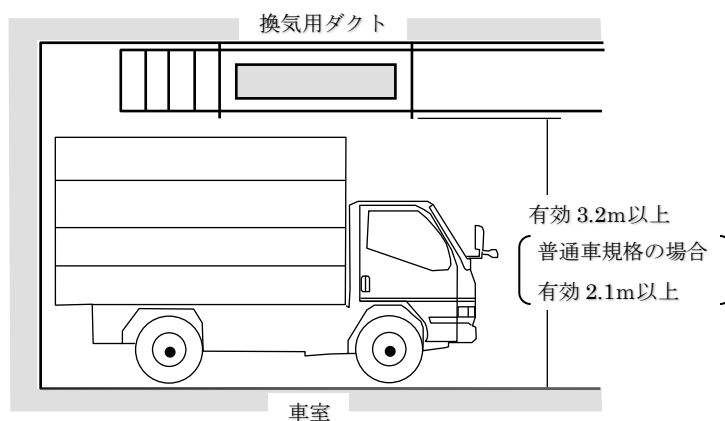
四輪車の車室部分のはり下の高さは2.1m以上であることが必要です。荷さばき駐車施設にあつては、2トン車規格の車室の場合は3.2m以上、普通車規格の車室の場合は2.1m以上であることが必要です。

ただし、特殊な装置(機械式駐車施設)を用いる場合はこの限りではありません。

〈一般の駐車施設〉



〈荷さばき駐車施設〉



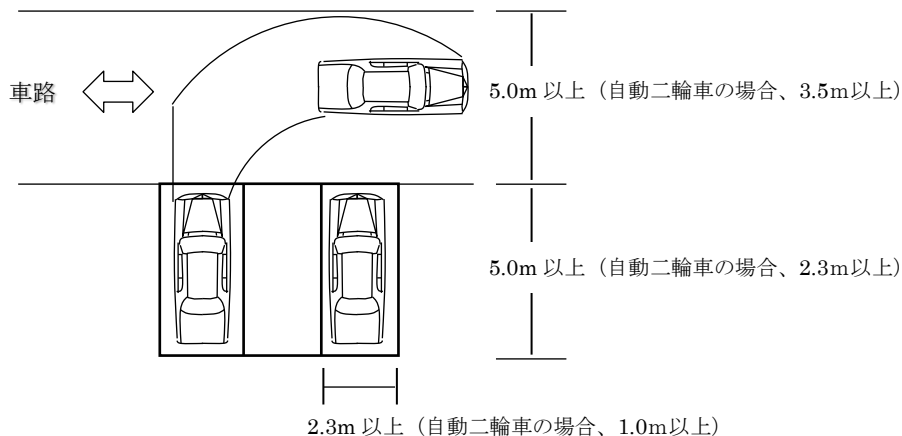
## 2 車路について

### 1. 幅員 〈規則第5条第1号ア～エ〉

自動車及安全かつ円滑に走行できる車路の幅員は原則として下記のとおりとします。  
ただし、駐車場法第12条の設置の届出が必要な駐車施設については、駐車場法の基準を守る必要があります。

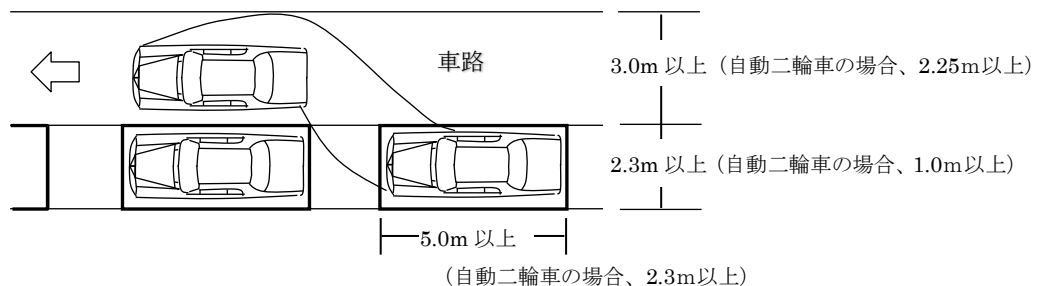
#### (1) 往復通行

- 四輪車：幅員5m以上、ただし駐車のために供する部分の面積が $500\text{m}^2$ 以上のものは幅員5.5m以上必要です。
- 自動二輪車：幅員3.5m以上。

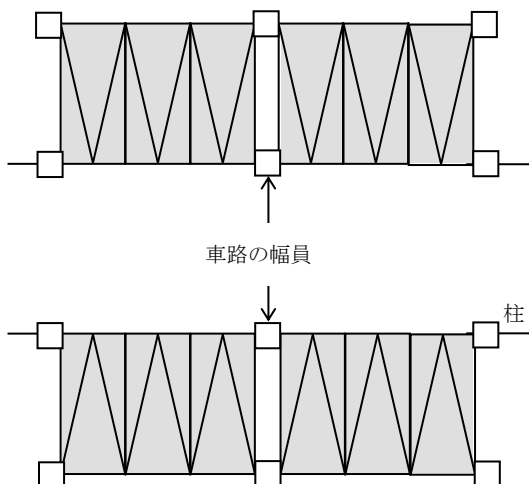


#### (2) 一方通行

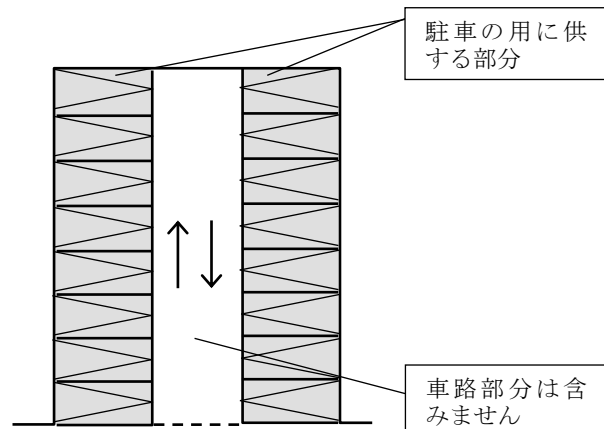
- 四輪車：幅員3m以上、ただし駐車のために供する部分の面積が $500\text{m}^2$ 以上のものは幅員3.5m以上必要です。
- 自動二輪車：幅員2.25m以上。



注) 車路の幅員とは下図のとおりです。



注) 駐車のために供する部分は下図のとおりです。



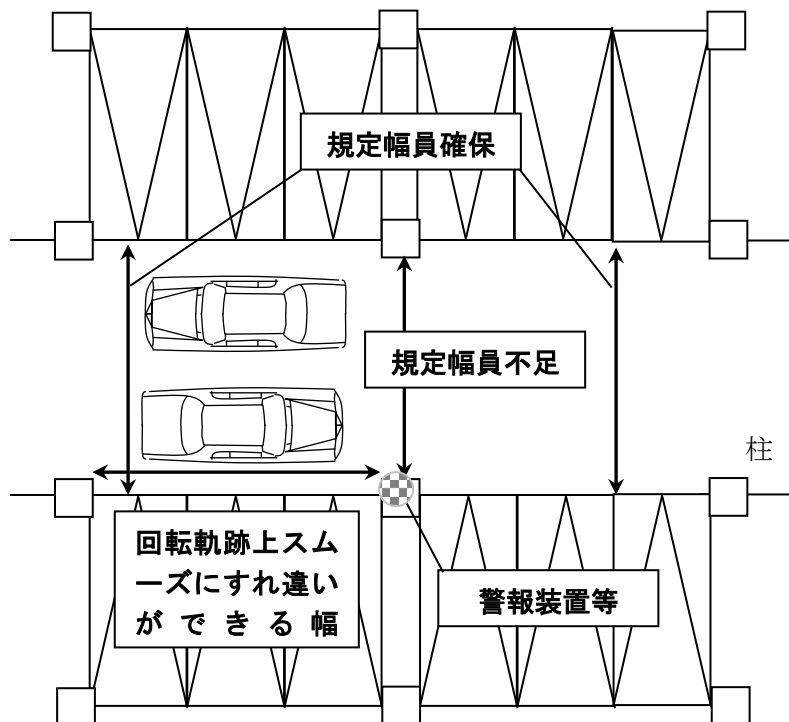
(3) 警報装置、自動車の滞留場所又はこれらに類するものの設置その他自動車が安全かつ円滑に通行することができるための措置が講じられている場合の特例について

〈規則第5条第1号ただし書き、基準第5条〉

【四輪車】

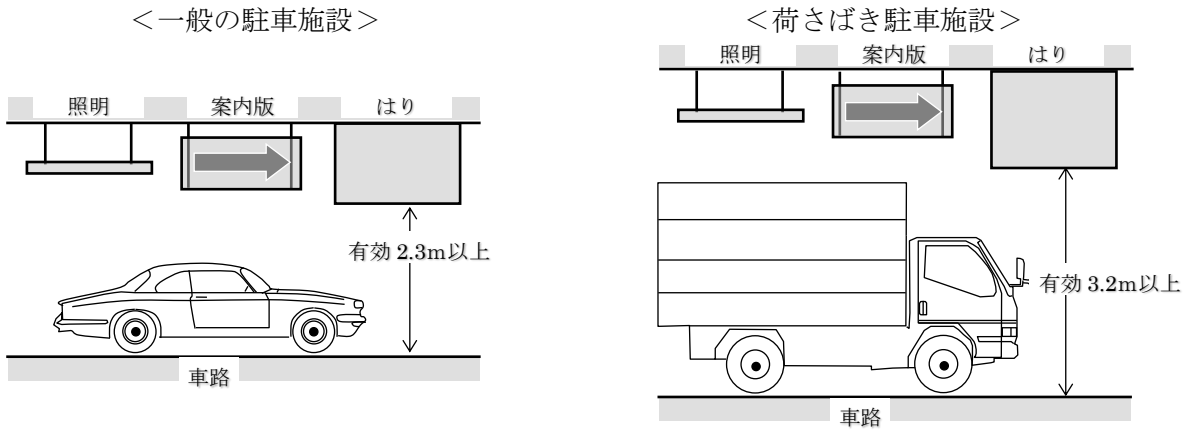
駐車場面積又は 台数 敷地の間口	500m <sup>2</sup> 以上	500m <sup>2</sup> 未満～20台	19台～10台	9台以下
15m以上	幅員 5.5m以上 ※	幅員 5.0m以上 ※	幅員 5.0m以上 ※	幅員 4.0m以上 (警報装置等設置)
15m未満 ～ 10m以上	幅員 5.5m以上 ※	幅員 4.0m以上 (警報装置等設置)	幅員 4.0m以上 (警報装置等設置)	幅員 3.0m以上 (信号装置等設置)
10m未満	幅員 4.0m以上 (警報装置等設置)	幅員 4.0m以上 (警報装置等設置)	幅員 3.0m以上 (信号装置等設置)	幅員 3.0m以上 (信号装置等設置)

※ 車路の幅員が柱部分等において上表の規定を下回る場合は、その前後で規定の幅員を確保した上で、警報装置等を設置することによって、安全かつ円滑に走行できる車路と見なします。なお、この場合であっても車路の幅員は4.0m以上とします。



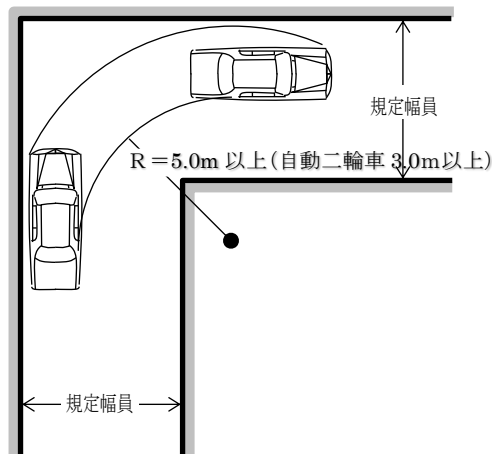
## 2. はり下の高さ 〈規則第5条第2号ア、イ〉

四輪車の車路のはり下の高さは2.3m以上であることが必要です。荷さばき駐車施設の車路のはり下高さは3.2m以上であることが必要です。



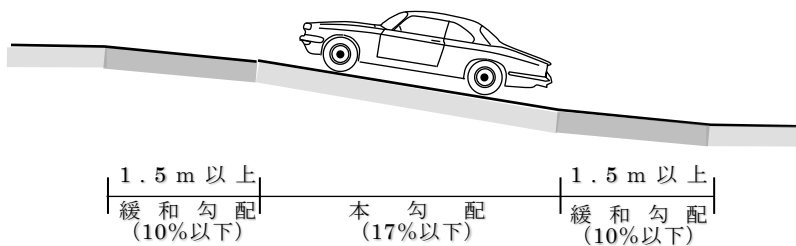
## 3. 屈曲部 〈規則第5条第2号ウ〉

車路の屈曲部の内り半径は5.0m以上（自動二輪車の場合は3.0m以上）であることが必要です。ただし、カーブミラー等で安全対策を講じられている場合この限りではありません。



## 4. 傾斜部の縦断勾配 〈規則第5条第2号エ〉

車路の傾斜部の縦断勾配は17%を超えないことが必要です。また、下図のように傾斜の端部には、1.5m以上の緩和勾配(10%以下)を設けることが望ましいと考えております。



### 3 特殊装置(機械式駐車施設)について

#### 1. 特殊装置の認定 (基準第4条第1号)

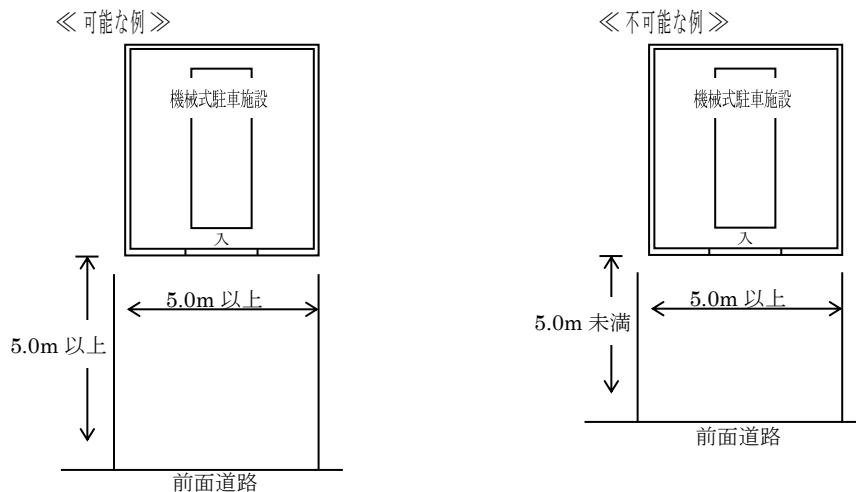
特殊装置は、駐車場法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第12号)第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年国土交通省告示第1191号)に適合しているものとして、国土交通大臣が認める装置を用いることが必要です。(詳細については、計画調整局計画部都市計画課まで、お問い合わせください。)

#### 2. 前面空地について (基準第4条第2号、第3号、第4号)

特殊装置を用いる駐車施設等を設置する場合は、特殊装置の前面と駐車施設等の出口又は入口との間には、幅5.0m以上、奥行き5.0m以上の空地(ターンテーブルその他の特殊な装置の管理上必要な構造物であって、自動車が安全かつ円滑に走行するために支障をきたすおそれのないものについては、当該構造物が設置された部分を含む)を設けることが必要です。(船場建築線による敷地後退部分については、前面空地に含むことはできません。)

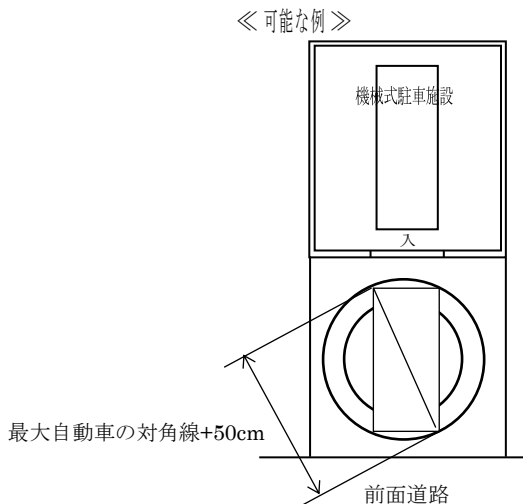
・ 詳細については、下記のとおりとします。

(1) 前面空地の大きさは、幅は5.0m以上、奥行きは5.0m以上とします。



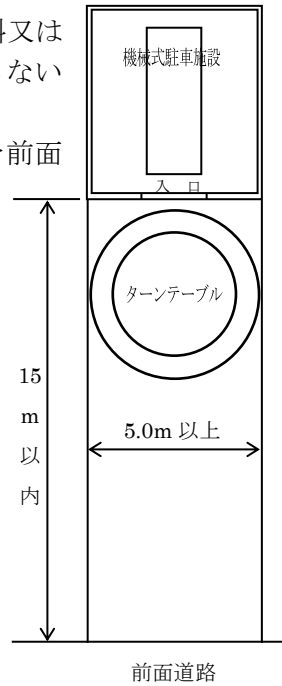
(2) 前面空地にターンテーブルを設ける場合は、当該特殊装置に収容可能な最大自動車の対角線+50cmの空地が必要です。

また、ターンテーブル内蔵型特殊装置を設ける場合でも、規定の前面空地は必要です。



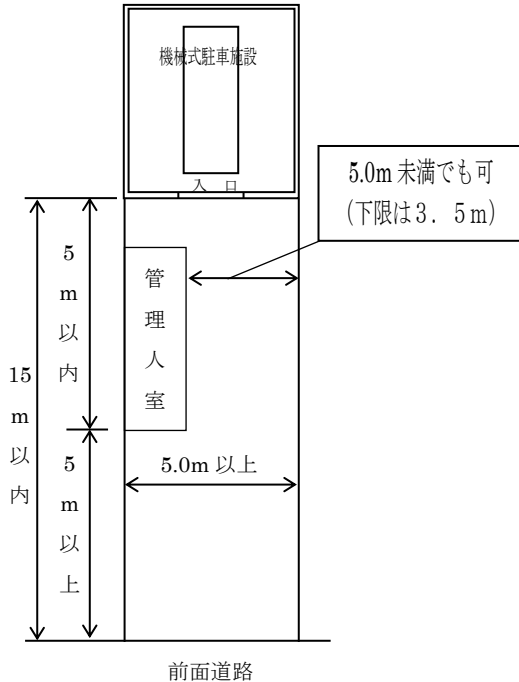
《可能な例》

- (3) 前面空地の奥行きは15m以内とし、傾斜又は屈曲は設けられません。この規定を満たさない空地は車路扱いとなります。  
 (ターンテーブルを設ける場合も、これを前面空地の奥行きに含みます。)

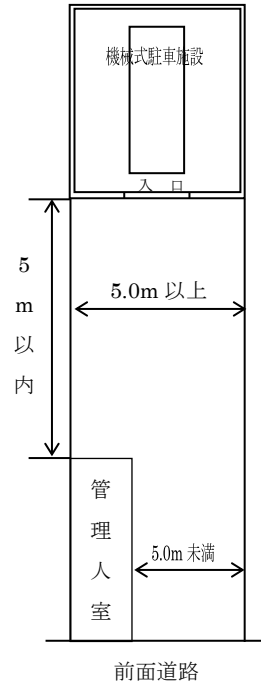


- (4) 特殊装置の扉前面において、やむを得ない理由で5.0m以上の幅員を確保することが不可能な場合は、扉前面から5.0m以内に限り、当該特殊装置の一部と見なし、その前に前面空地をとることができます。

《可能な例》



《不可能な例》



## 4 出入口について

### 1. 出入口設置禁止場所〈規則第4条第1号、第2号〉

駐車施設等の出入口は、原則として、次の(1)～(6)までに掲げる道路又は、道路の部分に設けることはできません。

ただし、駐車の用に供する面積が50m<sup>2</sup>以下の駐車施設等には適用されません。

なお、大阪府建築基準法施行条例第50条の適用を受ける自動車車庫にあっては、同条の規定に従う必要があります。

また、大規模建築物事前協議制度の適用を受ける場合は、幅員6m以上の道路に出入口を設ける必要があります。

(1) 幅員4m未満の道路。ただし、下記ア、イ、ウ、エのいずれかに該当し、当該敷地を自主後退して道路とあわせて4m以上の幅員が確保される場合はこの限りではありません。

ア. 敷地に面している道路がいずれも幅員4m未満の場合

イ. 他の法的規制により幅員4m以上の道路に出入口を設けられない場合

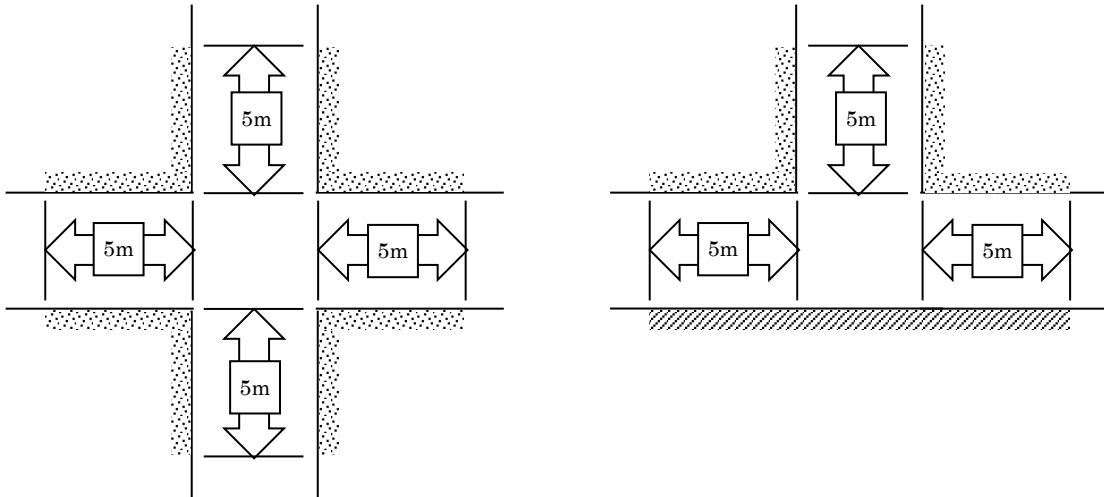
ウ. 前面道路が2つ以上ある場合で、幅員4m以上の道路側に既設建築物があり改良不可能な場合

エ. 4m未満の道路側に出入口を設けるほうが、周辺の安全な交通に資すると認められる場合

(2) 交差点の側端、道路のまがりかど、横断歩道又は自転車横断帯の側端、横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口からそれぞれ5m以内の部分。

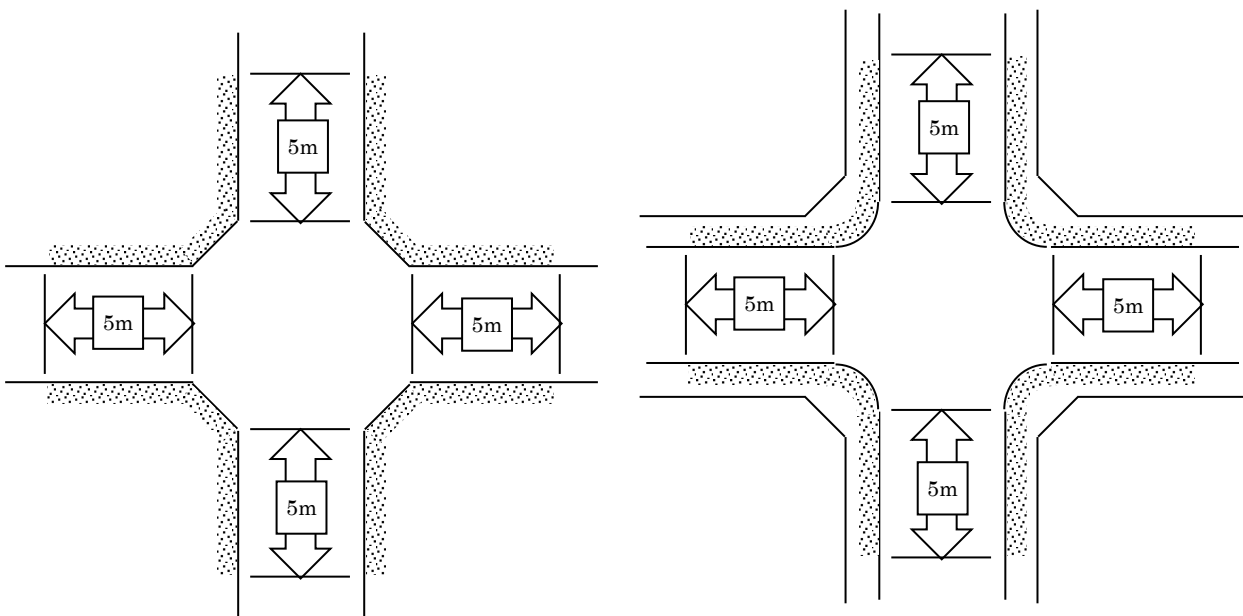
ア. 交差点の側端から5m以内の部分



※十字路、T字路その他2つ以上の道路の交わる場合における、その2つ以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては車道）の交わる部分をいいます。



隅切りのある場合

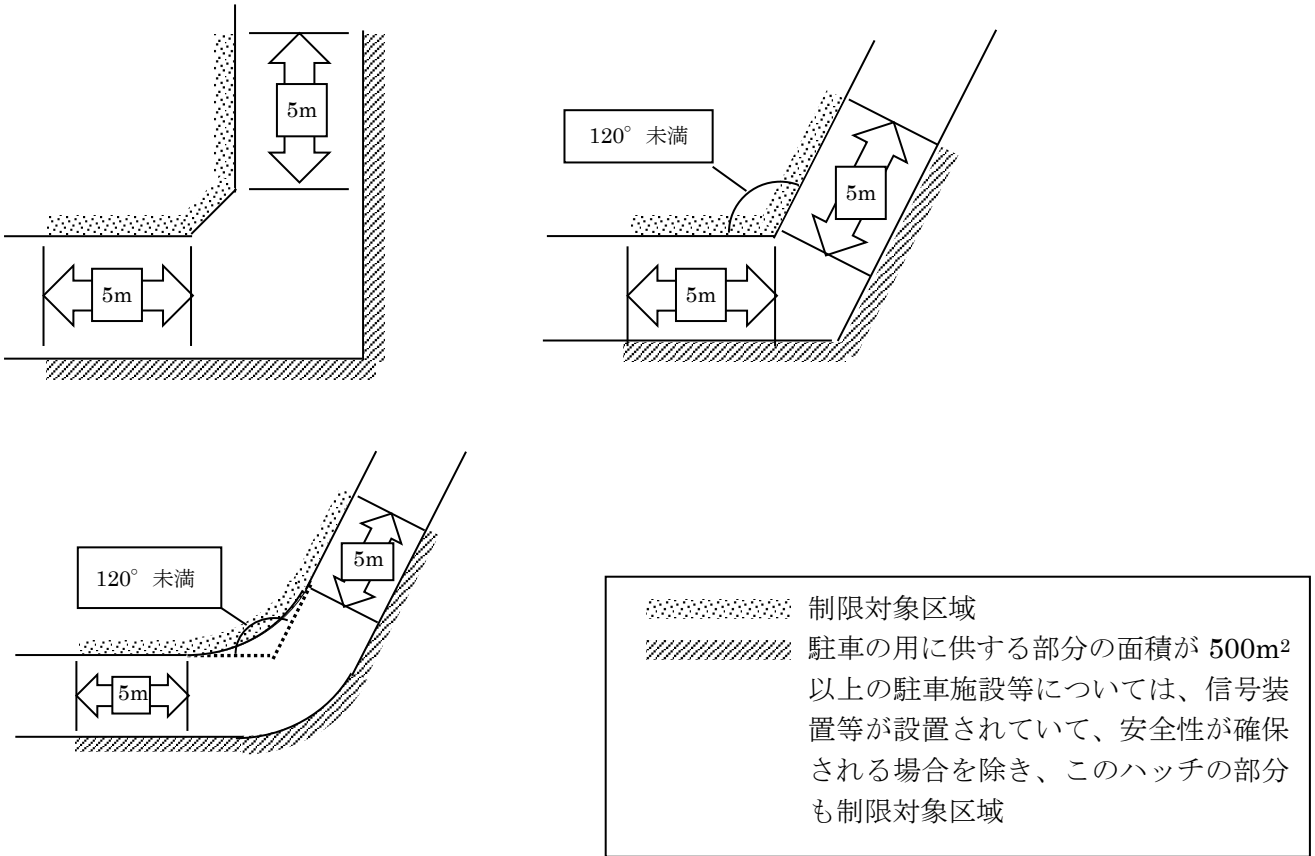
歩道のある場合



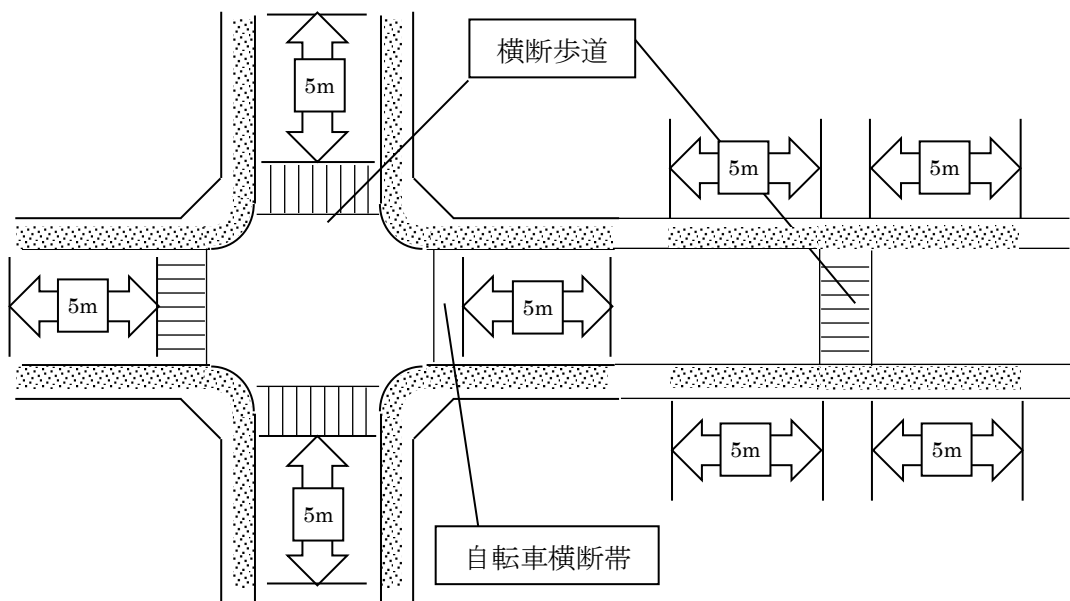
 制限対象区域  
 駐車のために供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の駐車施設等については、信号装置等が設置されていて、安全性が確保される場合を除き、このハッチの部分も制限対象区域

イ. 道路のまがりかどから 5 m 以内の部分

※まがりかどとは道路の折れ曲がり部分で、その内角が 120 度未満のものをいいます。曲線の場合は、曲線の始点から終点をまがりかどとし、その始点及び終点から 5 m 以内の道路の部分を出入口禁止区域とします。

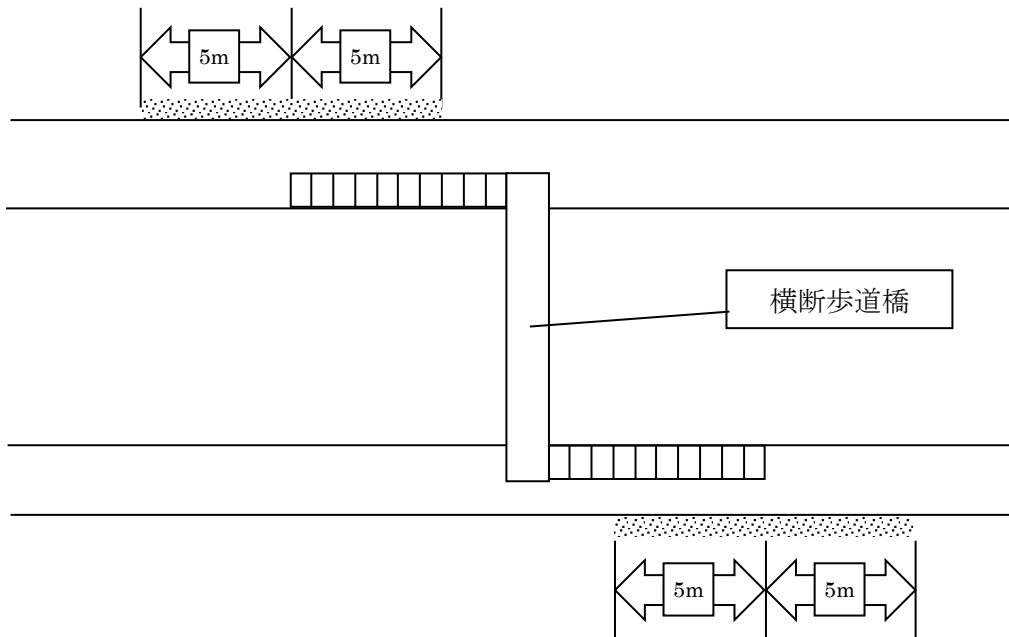


ウ. 横断歩道又は自転車横断帯から 5 m 以内の部分



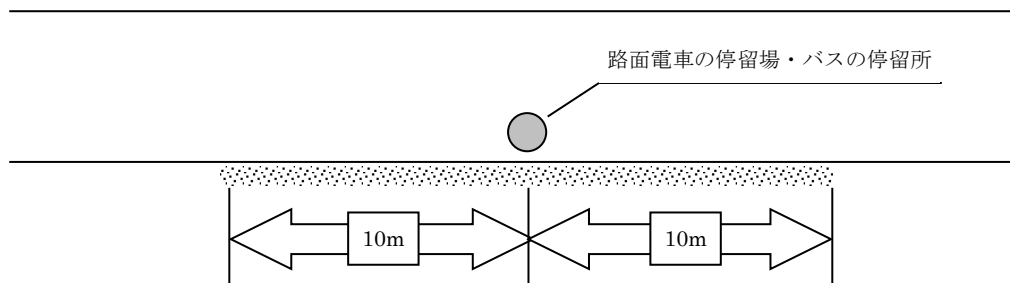
エ. 横断歩道橋（地下横断歩道）

※昇降口を基準とします。



(3) 路面電車の停留場、バスの停留所、安全地帯又は踏切から10m以内の道路の部分。

ア. 路面電車の停留場・バス停留所



イ. 安全地帯

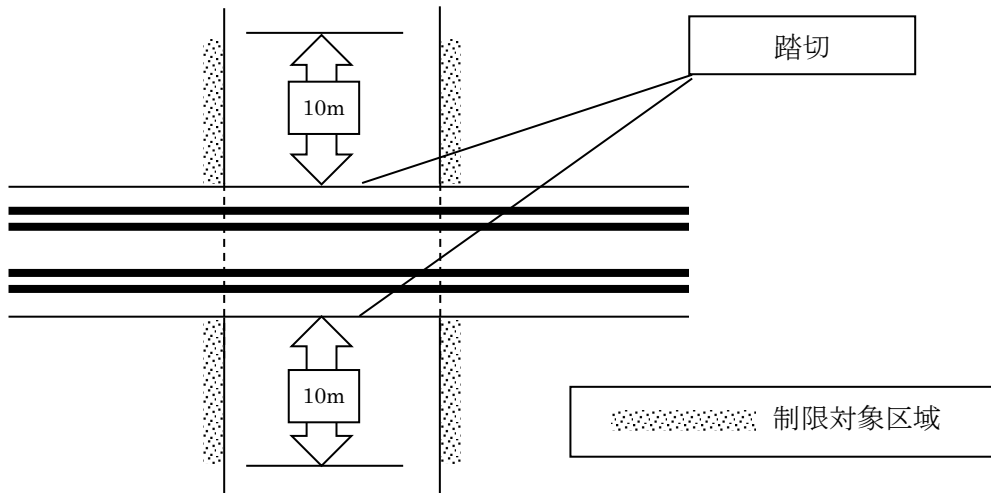
安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

※道路交通法第2条第1項第6号の安全地帯をいいます。

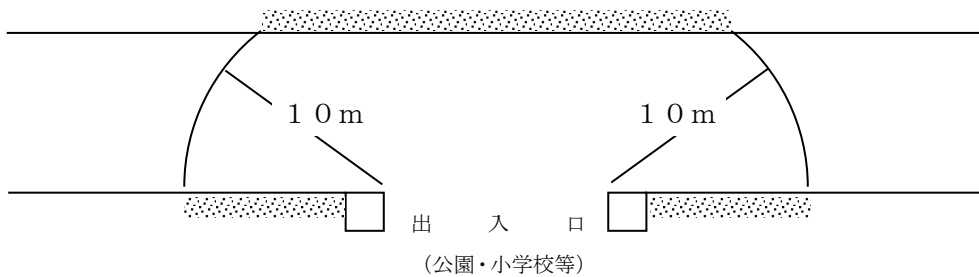


ウ. 踏切

※停止線がある場合は停止線からとし、停止線がない場合は遮断機からとします。

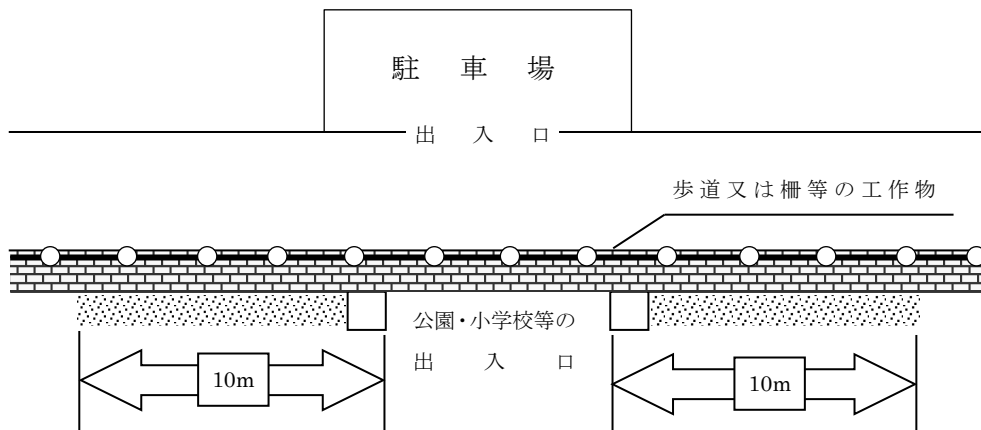


- (4) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から10メートル以内の部分



ア. 公園、小学校等の出入口とは幼児、生徒等が出入りするところをいいます。

イ. 歩道がある場合、又は柵等の工作物により、幼児、生徒等の安全が確保されている場合は、公園、小学校等の出入口の反対側の部分は制限対象外になります。(ただし、大阪府建築基準法施行条例第50条に該当する自動車車庫にあっては、計画調整局建築指導部で別途協議を行ってください。)



- (5) 縦断勾配が17%を超える道路  
(6) 橋



## 2. 前面道路が2つ以上ある場合〈規則第4条第3号〉

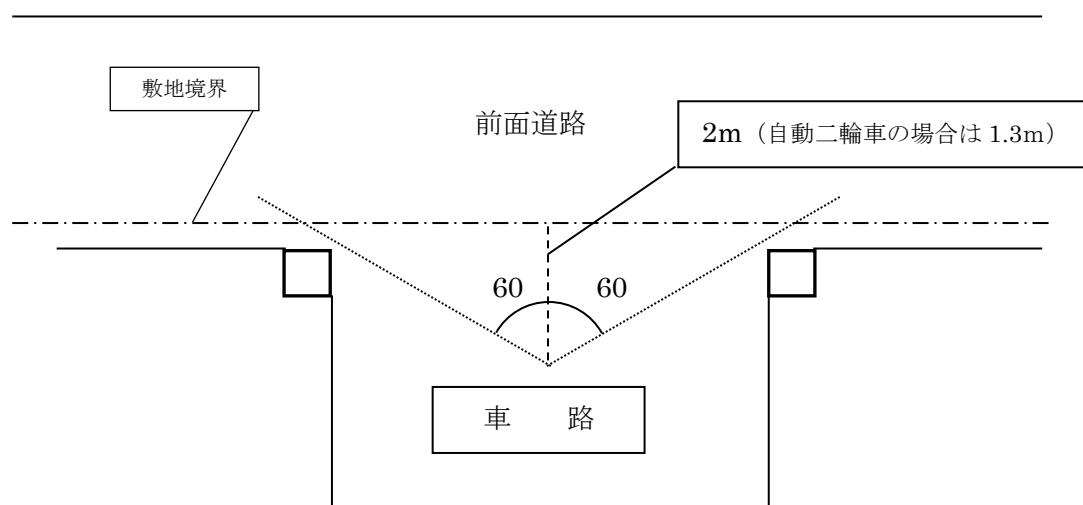
前面道路が2つ以上あるときの駐車場の出入口は、歩行者交通及び周辺環境に支障を及ぼす恐れのない道路に設ける必要があります。

・ただし下記のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 他の法的規制により、幅員4m以上の道路に面した敷地に入出口を設けられない場合。
- (2) 幅員4m以上の道路側に既設建築物があり改良不可能な場合。

## 3. 出口付近の構造〈規則第4条第4号〉

駐車施設等の出口付近の構造は、道路境界から2m（自動二輪車の場合は1.3m）後退した車路の中心線上1.4mの高さから、左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、道路を通行するものの存在を容易に確認できることが必要です。



注) 上図の見通しが利かない場合は、カーブミラー等の設置により視界を確保することが必要です。

## 第4 地域ルール of 適用について (条例第14条、第15条)

条例に定める一律の基準によらない地域特性に応じた駐車施設の配置や附置義務基準の設定(地域ルール)が可能です。地域ルールを定めた場合は、条例の基準によらず、地域ルールの内容に即して駐車施設等を附置または設置しなければなりません。

### 【適用】

地域ルール：都市再生特別措置法(第19条の13)に定める都市再生駐車施設配置計画に基づくもの

対象地域：都市再生緊急整備地域内

策定方法：大阪市を含む都市再生緊急整備協議会が策定

※都市再生本部長及び地方公共団体の長の合意が必要

地域ルールの策定マニュアル(※今後策定予定)に基づき、対象地域の駐車や交通の実態把握や将来予測を踏まえ、まちづくり方針の検討と附置義務等の駐車施設に関する対策等について、検討・実施していく必要があります。

配置計画(地域ルール)が策定されている地域における既存建築物について、配置計画の適用を行う場合は、附置義務駐車施設等認定申請が必要です。手続きの詳細は、『第6 各種申請等について』をご確認ください。

## 第5 駐車スペースの有効活用について

### 1. 条例の緩和による駐車スペースの転用

条例の改正（緩和）に伴い、既存建築物においては、現行基準による附置義務台数とする見直しを行っていただくことで、余剰の駐車場を廃止することが可能です。これにより生み出された空間は、人中心のまちづくりとして、オープンスペースなどの快適でにぎわいのある都市空間とすることや、建築物の利用状況に応じて、自転車駐輪場や自動二輪車駐輪場へ転用するなど、有効活用していただけます。立地特性や地域の実情に応じて、既存駐車場の質の向上や、新たな空間づくりとしてご検討ください。

現行基準による附置義務台数とする見直し及び駐車場の設置台数の変更は、事前協議を行ったうえで、変更の届出等が必要となります。ご相談は窓口までお越しください。

#### 【駐車場の機能向上の例】

	中心市街地の駐車場	集約・フリンジ駐車場	パーク&ライド駐車場
特徴	目的地への近接が必要な駐車需要への対応（短時間中心）	歩行者安全・まちなか回遊促進等の観点で利用を誘導（一定時間駐車）	公共交通との乗継利用を誘導（長時間駐車）
特に必要な機能（例）	車椅子使用者用駐車施設（コインパーキング）  荷捌き駐車施設  観光バス乗降場（中央区）  ※ 豊島区資料 ※ GINZA SIX（東京都資料）	周辺案内・休憩施設（金沢市）  観光バス駐車場（東京都）  ※ 東京スカイツリー（東京都資料）	宅配ボックスの設置（さいたま市）  EV充電機の設置  ※ 経産省資料
共通して求められる機能（例）	緑化（名古屋市）  ※ 金城公園駐車場（SJGk） 1階を店舗にしてにぎわいに配慮（長野市）  ※ TOiGO（Google Map）	シェアモビリティポートの整備モビリティハブ（世田谷区）  ※ ENEOSマルチモビリティステーション	自動二輪駐輪場（京都市）  防災拠点機能  ※ 三井のリパークHP
	車椅子使用者用・優先区画の設置（香芝市）  ※ 香芝市資料 ゆとりのある駐車区画（練馬区）  ※ 練馬区資料	ベビーカーの貸出（広島市） おでかけ家族 おうえん宣言!! ベビーカー貸出サービス  ※ 広島市資料	公共交通待合室（熊本市） バス待合室のイメージ  ※ 熊本県資料 ペDESTリアンデッキ接続（清瀬市）  ※ 清瀬市資料

出典：国土交通省

## 2. カーシェアリングの導入による指導緩和（要綱のみ）

移動手段の多様化に対応するため、カーシェアリングの導入を促進しています。

要綱において、カーシェアリングを導入する場合は、導入台数や共同住宅の住戸数に応じて、要綱指導台数の緩和が可能です。（要綱第5条第2項）

### （1）緩和台数の算定

次の表の戸数区分とカーシェアリングの台数に基づく係数を、ワンルーム形式住戸数とファミリー形式住戸数にそれぞれ乗じて得た戸数（その数値に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）を、緩和後のみなし戸数とします。

このみなし戸数により、要綱指導台数を算定することができます。

共同住宅等建築物の 全住戸数	導入するカーシェアリング車両の台数	
	1台	2台以上
200戸未満	0.8	
200戸以上	0.9	0.8

### 【要綱：設置率】

※要綱指導台数の算出の際に使用する設置率の区分について、『共同住宅等建築物の全住戸数』は、みなし戸数ではなく実際の全住戸数となります。

共同住宅等建築物の 全住戸数		ワンルーム 形式住戸	ファミリー 形式住戸
30戸 以上	商業系地域	3%以上	20%以上
	その他地域	5%以上	30%以上
70戸 以上	商業系地域	3%以上	20%以上
	その他地域	5%以上	35%以上

### （2）手続きについて

カーシェアリングの導入を検討される場合は、事前協議において、以下の資料を提出してください。

①導入予定のカーシェアリング資料 ②カーシェアリング事業者との協議経過書 ③入居者への周知文面等の案 ④誓約書 ・契約書の提出時期 ・カーシェアリングの導入ができなかった場合の対応 等	事前協議にて提出 (整理票の提出時にも添付)
⑤契約書	誓約書に記載した時期に提出 (大規模建築物の場合は、申出までに提出すること)

### （3）注意事項

- ・竣工時に導入に至らなかった場合、また導入後廃止された場合には、要綱に基づく本来の設置率を指導することとなります。
- ・分譲の場合は管理組合等に、賃貸の場合は所有者が変更になったとき次の所有者に、カーシェアリングの導入による指導台数の緩和が適用されていること、（3）注意事項について周知すること。
- ・カーシェアリングの導入により固定資産税等の税額に変更が生じる場合があります。固定資産税に関するお問い合わせは、共同住宅計画地の区を担当する市税事務所（固定資産税グループ）へお願いいたします。

## 第6 各種申請等について

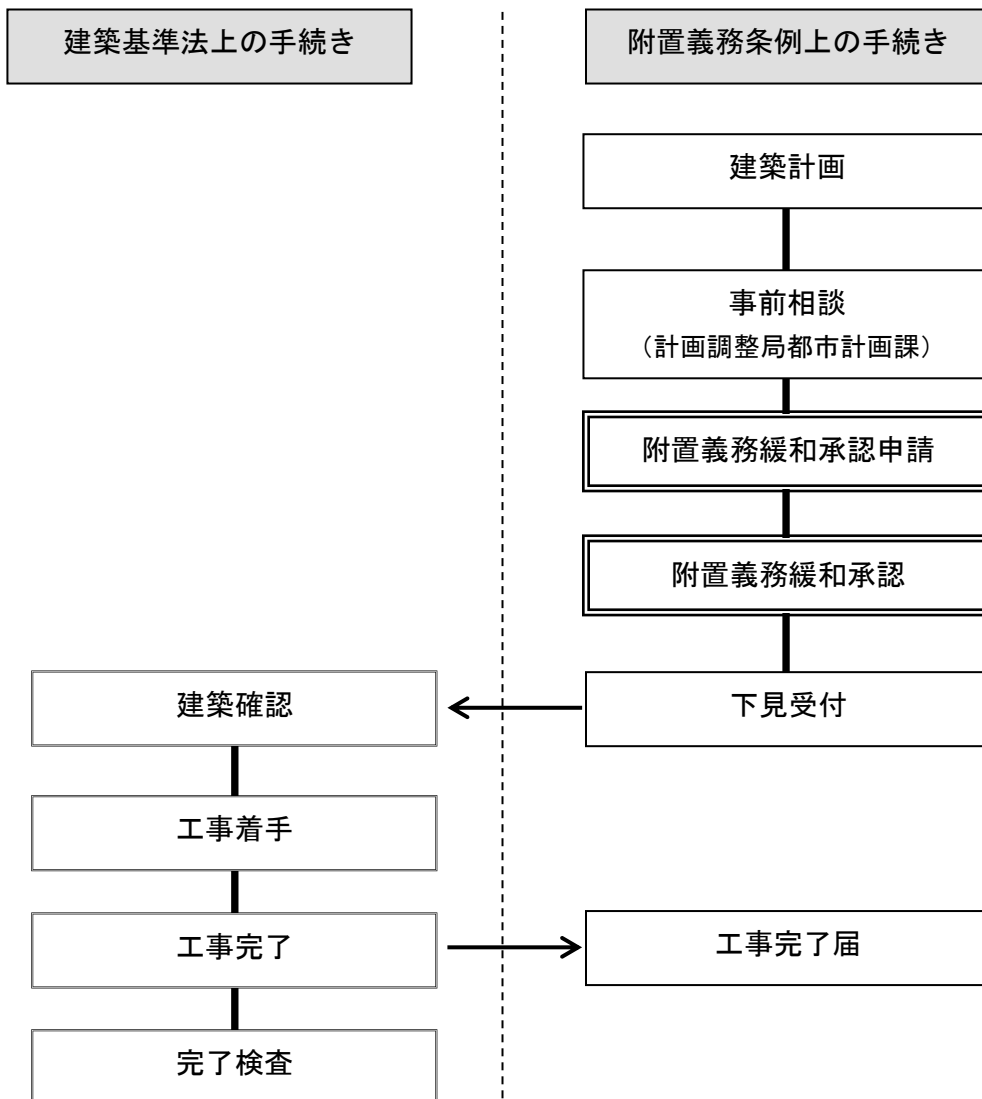
### 1. 附置義務緩和申請について

鉄道駅と地下通路、上空通路又は歩行者専用道路等で接続する建築物で市長の承認を受けたものについては、条例第3条第2項の適用により当該建築物の延べ面積に 0.7 を乗じて得た値で附置義務台数を算出することができます。

#### (1) 承認に必要な条件（いずれにも該当）

- ア. 建築物の敷地が、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域内に位置すること
- イ. 建築物が鉄道駅まで地下通路、上空通路又は歩行者専用道路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物であること。

#### (2) 承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

### (3) 承認の申請に必要な書類

条例第3条第2項の適用を受けようとする場合は建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得ることが必要です。(条例第3条第3項、規則第2条第1項)

・附置義務緩和承認申請書 3通 (このうち、2通は写しでも結構です)

・附置義務緩和承認申請書の添付書類 各3通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	鉄道駅管理者等との協定書 (写し)		
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物

※番号2～6の各図面に明示すべき事項は、規則別表第1に記載のとおりです。

### (4) 承認について

- ・申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して附置義務緩和承認書2通をお渡しします。(この2通は、建築確認申請の正副に綴じてください)
- ・基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

## 附置義務緩和承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

接続する鉄道 駅等の概要	鉄道駅名称				
	位 置	区	丁目		
	備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積（概ね容積対象面積）	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		緩和前	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		緩和後	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	附置義務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台
緩和後		台			
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名	TEL			

## 附置義務緩和承認書

大阪市指令計（駐緩）第 号  
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第2条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、鉄道駅施設等との接続を継続し、適正に維持、管理すること。
3. 鉄道駅等との接続が不可能となったときは、緩和前の附置義務台数を、やむを得ない場合を除き敷地内に確保すること。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 2. 附置義務緩和工事完了届について

条例第3条第3項の承認を受けた建築物については、工事を完了したときに、工事完了届を提出することが必要です。(規則第2条第2項)

・工事完了届 2通

・工事完了届の添付書類 各2通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	写真		接続する部分
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	当該建築物
4	各階平面図	1/300 以上	当該建築物
5	断面図	1/300 以上	当該建築物
6	立面図	1/300 以上	当該建築物

※番号2～6の各図面に明示すべき事項は、規則別表第1に記載のとおりです。

# 工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

（届出者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

大阪市指令計（駐緩）第 号で承認を受けた建築物の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

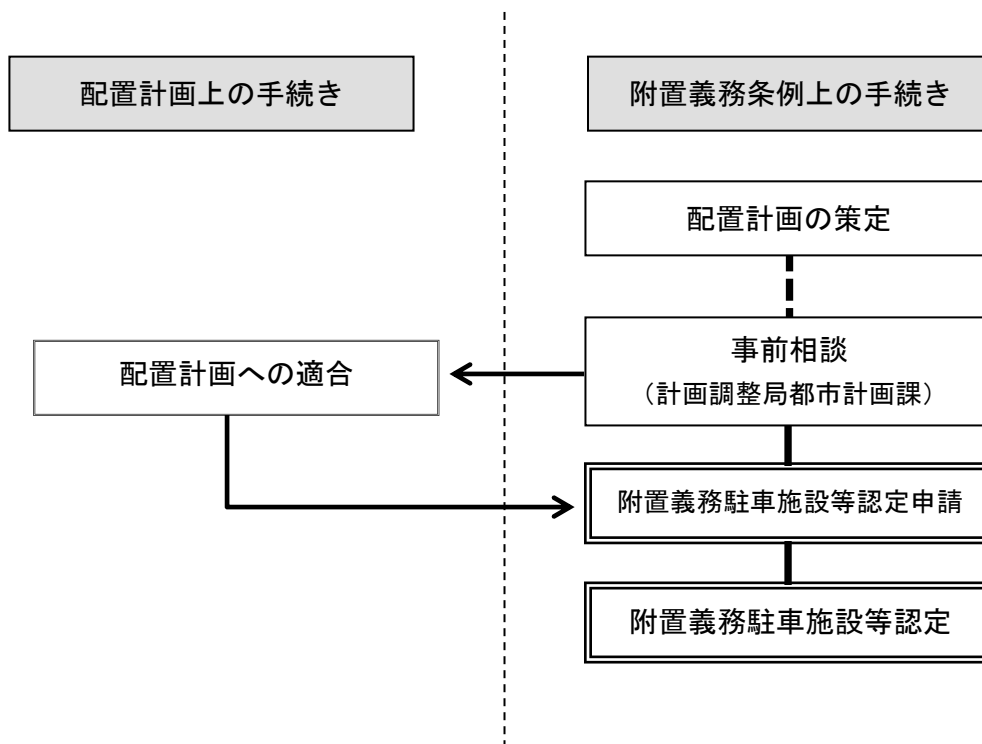
接続する鉄道 駅等の概要	鉄道駅名称				
	位 置	区	丁目		
	備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積（概ね容積対象面積）	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		緩 和 前	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		緩 和 後	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	附置義務 台 数	緩 和 前	台	設 置 台 数	台
緩 和 後		台			
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所				
	氏名	TEL			

### 3. 地域ルール<sup>①</sup>の適用について

地域ルール（都市再生特別措置法に定める都市再生駐車施設配置計画）を定めた場合、条例の基準によらず、地域特性に応じた駐車施設の配置や附置義務基準の設定が可能です。

この配置計画の計画区域内において、配置計画が策定される前に、条例に基づく駐車施設等の附置及び設置をした建築物においては、市長の認定を受けて、配置計画を適用することができます。

〈既存建築物の配置計画適用にかかる手続きの流れ〉



※認定以降は、配置計画の規定に従う必要があります。

附置義務駐車施設等認定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

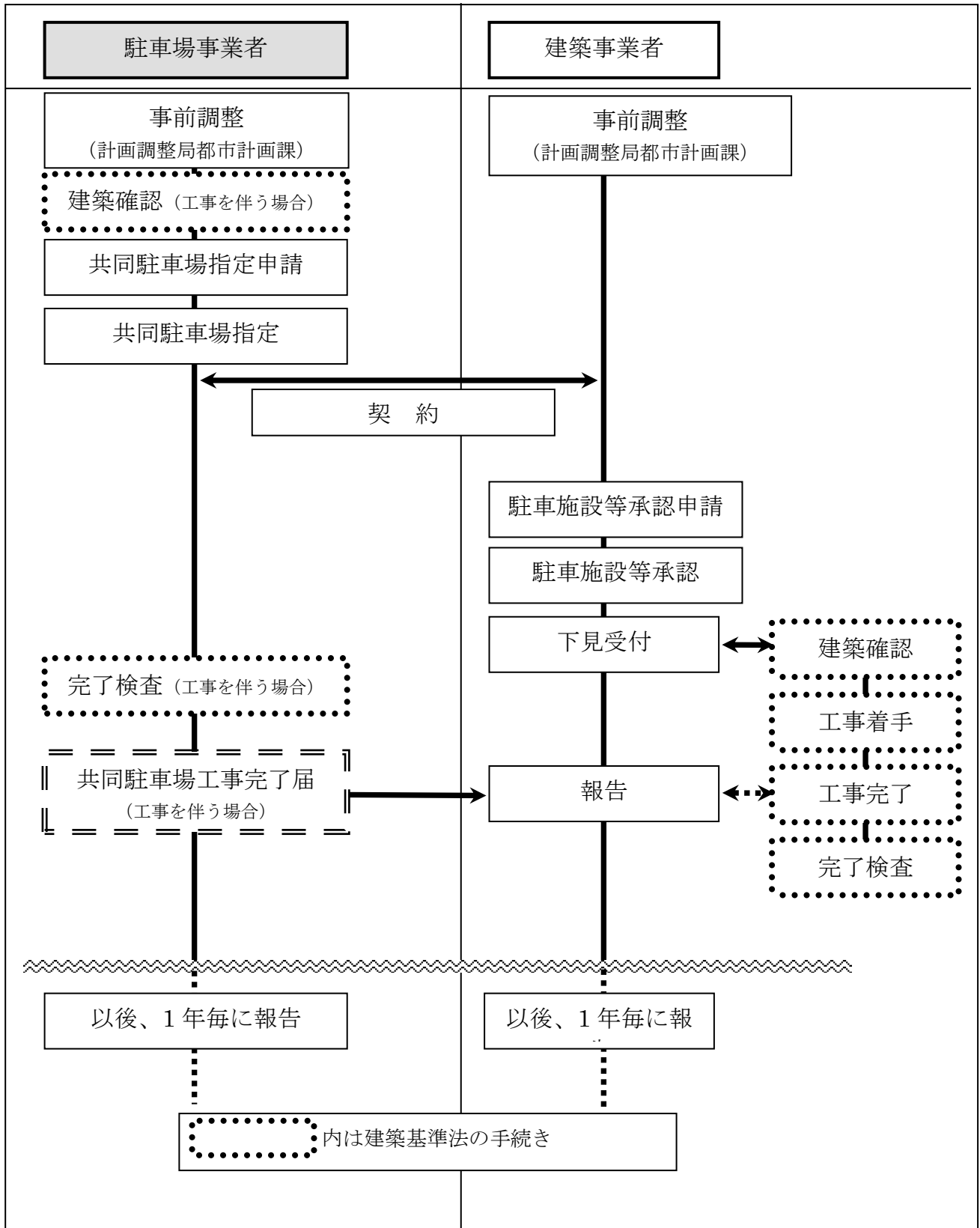
建築物における駐車施設の附置等に関する条例第15条第1項の認定を受けたいので、同条例施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新規 ・ 変更（前認定番号：第 号）		
配 置 計 画 名 称			
敷 地 の 位 置	区 丁目		
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
建 築 物 の 用 途			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
延 面 積 (概ね容積対象面積)	特定用途部分	非特定部分	計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
条例に基づく 附置義務台数	配置計画に基づく 整備台数	設 置 台 数	
		敷地内	敷地外
台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
低 減 台 数	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)	計	台 台 (荷さばき) 台 (自動二輪車)
代 理 人	住所 氏名 TEL		
備 考			

#### 4. 共同駐車場の指定について（駐車場事業者の手続き）

市長が指定する共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置する場合は、当該建築物の敷地内に附置義務駐車施設等を附置しないことができます。

〈附置義務駐車施設等の共同駐車場への設置にかかる手続きの流れ〉

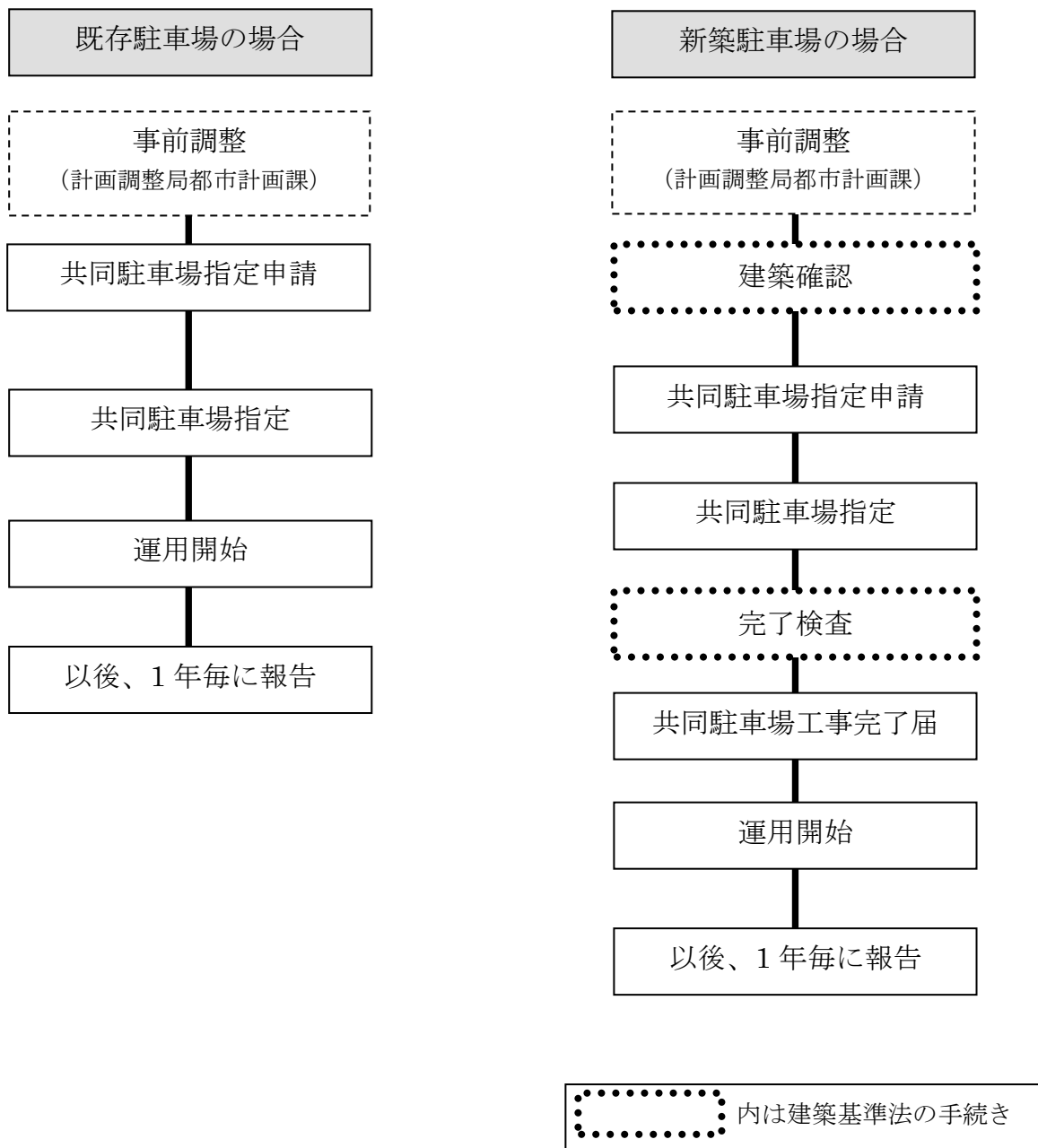


## 共同駐車場の指定（駐車場事業者の手続き）

### （1）指定に必要な条件（すべてに該当）（基準第7条）

- ア．建築物である駐車施設等であること（※いわゆる「青空駐車場」の部分は含みません。）
- イ．駐車のために供する面積が 500 m<sup>2</sup>以上の規模を有する駐車施設等であること
- ウ．条例第 13 条の規定に適合すること
- エ．駐車施設等の出入口付近の道路に当該駐車施設等を利用する自動車の滞留が発生しないこと  
 ※周辺の交通に与える影響が軽微であることが必要です。

### （2）指定及び建築行為の手続きの流れ



### (3) 共同駐車場の指定の申請に必要な書類（規則第8条第2項）

条例第16条第2項の共同駐車場の指定を受けようとする場合は、規則第8条第2項の指定申請を行う必要があり、次の書類を添えて市長に提出し、市長から指定を得る必要があります。

- ・共同駐車場指定申請書 2通（このうち、1通は写しでも結構です）

- ・共同駐車場指定申請書の添付書類 各2通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	理由書		別記様式見本あり
2	検討書		様式自由
3	共同駐車場概要書		別記様式を使用
4	付近見取図	1/5,000 以上	
5	配置図	1/300 以上	当該駐車施設
6	各階平面図	1/300 以上	当該駐車施設
7	断面図	1/300 以上	当該駐車施設
8	立面図	1/300 以上	当該駐車施設

※番号4～8の各図面に明示すべき事項は、規則別表第2に記載のとおりです。

#### 【検討書】

当該駐車施設が周辺に与える影響について下記の通り検討した内容を添付してください。

（検討項目）

- 出入口付近の前面道路の渋滞状況
  - ・前面道路の自動車交通量を確認し、当該駐車施設を利用する自動車が周辺の交通に与える影響を検討してください。
- 入庫待ち車輛の検討
  - ・来台数と施設内の駐車待ちスペースの検討を行い、道路に駐車待ちの自動車の滞留が発生しないかどうかを検討してください。
- 出入口付近の前面道路の歩行者及び自動車と入出庫する自動車の輻輳状況の検討
  - ・前面道路の歩行者及び自動車の交通量を確認し、入出庫する自動車との輻輳状況を検討し、敷地の前面道路に与える影響が軽微であることを確認してください。
- 当該駐車場の利用実態
  - ・最近の利用状況から、共同駐車場指定台数分以上の台数がピーク時においても空いていることを確認してください。

#### 【その他添付資料】

- 新築する駐車施設の場合は「確認済証」を添付してください
- 既存の駐車場の場合は「検査済証」及び現況の写真を添付してください
- 特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください

### (4) 共同駐車場の指定

- ・申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、指定条件を付して共同駐車場指定書をお渡しします。（適切に保管しておいてください。）
- ・基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

## 共同駐車場指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第2項の共同駐車場の指定を受けたいので、同条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新 規 ・ 変 更 （前指定番号：第 号）			
申 請 分 類	新 築 ・ 既 存			
申 請 理 由				
駐 車 場 名 称				
位 置	区 丁目			
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
規 模	台 台（自動二輪車）			
指 定 台 数	台 台（自動二輪車）			
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式			
新築の場合	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月
既存の場合	検 査 済 証 交 付 年 月 日	年 月 日	検 査 済 証 番 号	第 号
代 理 人	住所 氏名 TEL			

## 理 由 書

年 月 日

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準」第7条の基準に適合する理由は下記のとおりであります。

記

## 共同駐車場指定書

大阪市指令計（駐共）第 号  
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により 年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第2項の共同駐車場に指定します。

（指定条件）

1. 添付している申請内容について指定する
2. 申請共同駐車場に、共同駐車場であることを示す掲示板を掲げること
3. 当該指定に係る駐車施設等の状況を示す報告書を、毎年1回提出すること
4. 指定した共同駐車場に変更が生じる場合には、あらかじめ変更指定申請を行うこと
5. 共同駐車場の運用形態を変更する場合は、あらかじめ本市担当者と協議を行うこと

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 共同駐車場概要書

年 月 日  
 大阪市指令計（駐共）第 号

駐 車 場 名 称				
位 置		区 丁目		
地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
規 模		台 台（自動二輪車）		
指 定 台 数		台 台（自動二輪車）		
構 造		自 走 式 ・ 機 械 式		
検査済証交付年月日		年 月 日	検査済証番号	第 号
備 考				
申 請 者 氏 名				
連 絡 先	氏 名			
	電話番号	( )		
付 近 見 取 り 図				

※共同駐車場の出入口の位置を記入すること

注) この書類は大阪市計画調整局計画部都市計画課において閲覧に供します。

#### 4. **共同駐車場工事完了届について**

条例第 16 条第 2 項の指定を受けた共同駐車場については、当該共同駐車場の工事を完了したときに、速やかに共同駐車場工事完了届を提出することが必要です。(規則第 8 条第 4 項)

・ 共同駐車場工事完了届 2 通

・ 共同駐車場工事完了届の添付書類 各 2 通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	写真		駐車施設、出入口等
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	当該共同駐車場
4	各階平面図	1/300 以上	当該共同駐車場
5	断面図	1/300 以上	当該共同駐車場
6	立面図	1/300 以上	当該共同駐車場

※番号 2～6 の各図面に明示すべき事項は、規則別表第 2 に記載のとおりです。

## 共同駐車場工事完了届

年 月 日

大 阪 市 長 様

（届出者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

大阪市指令計（駐共）第 号で指定を受けた共同駐車場の工事が完了したので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 場 名 称			
位 置	区	丁目	
地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
規 模	台 台（自動二輪車）		
指 定 台 数	台 台（自動二輪車）		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式		
検 査 済 証 交 付 年 月 日	年 月 日	検 査 済 証 番 号	第 号
代 理 人	住所 氏名 TEL		

## 5. **共同駐車場の状況報告について**

共同駐車場の所有者は、当該指定に係る駐車施設等の現況（敷地外駐車施設等の設置状況）について、毎年1回、市に報告する必要があります。（規則第8条第5項第2号）

- ・ 報告書 1通（別記様式見本あり）
- ・ 付近見取図 1通（当該共同駐車場と対象建築物の位置を示してください）

# 報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所  
(法人にあつては事務所の所在地)  
 氏名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
(TEL)

大阪市指令計（駐共）第 号で指定を受けた共同駐車場の状況について、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第5項第2号の規定により報告します。

共同駐車場の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置		区 丁目		
	地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域		
	規 模 (うち指定台数)		台 ( 台) 台 ( 台) (自動二輪車)		
	構 造		自 走 式 ・ 機 械 式		
共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置している建築物の状況	番号	契 約 者	建 築 物 の 位 置		契約台数
	1				台
	2				台
	3				台
	4				台
	5				台
	合 計				

※記入欄が不足する場合は別紙を追加してください

## 7. 敷地外設置（条例第16条第1項）について

附置義務駐車施設等は建築物の敷地内に附置することが必要ですが、特にやむを得ない場合（条例第16条第1項、基準第6条）に限り市長の承認を受けて、建築物の敷地外に当該建築物の附置義務駐車施設等を設置することができます。

### （1）条例第16条第1項、基準第6条関係（特にやむを得ない場合）

#### ア承認に必要な条件（いずれかに該当）

（ア）他の法令の規定により駐車施設等を附置することができない場合

（イ）敷地の状態が著しく不整形又は狭小な場合

注1）敷地の状態が狭小な場合とは、敷地間口が狭小で車路幅員等を確保すると1階部分の階段、エントランス等がとれなくなる場合をいいます。ただし、奥で敷地が広がっている場合は、この限りではありません。

注2）1階部分に店舗等を設置することにより、車路幅員等が確保できないような場合は、間口狭小とはみなしません。

（ウ）前面道路の交通安全上又は災害防止上、当該道路に駐車施設等の出入口を設けることが好ましくない場合

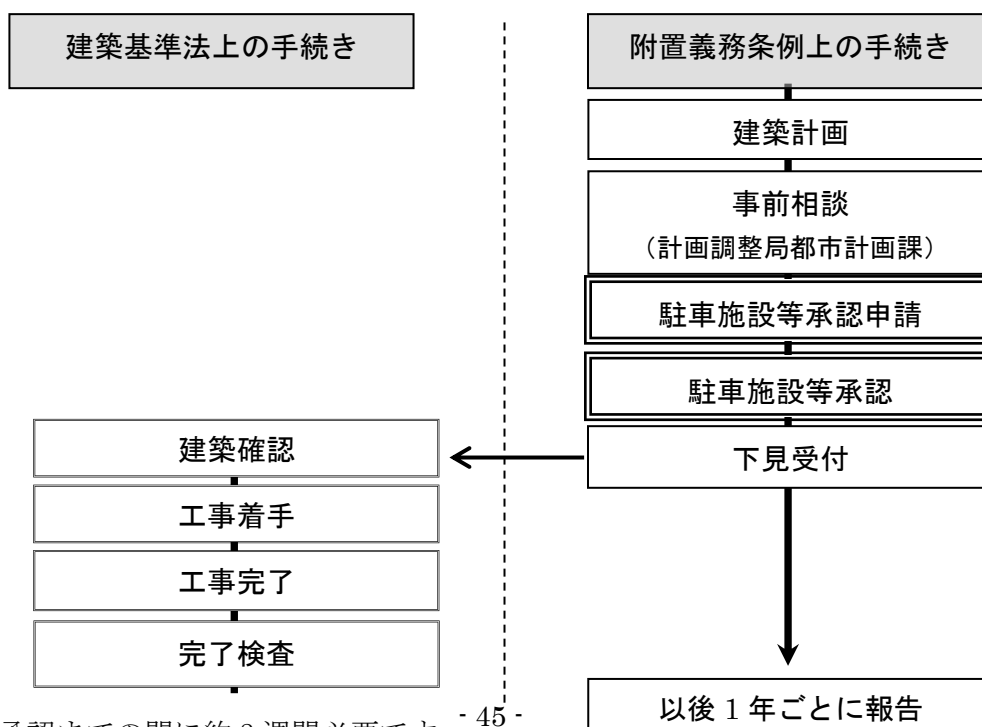
（エ）建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、条例第3条から第5条まで、第8条又は第9条の規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね350m以内で所有する土地に所有する建築物である駐車場（当該敷地からおおむね350メートル以内の場所にある駐車場のうち、建築主が正当な権原に基づき使用することができ、当該建築物である駐車場に相当すると計画調整局長が認めるものを含む。）に駐車施設等を設置する場合

### （2）敷地外駐車場の条件

（ア）当該建築物の敷地からおおむね350m以内の駐車施設等

（イ）条例、規則および基準に適合する駐車施設等

### （3）承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

#### (4) 承認の申請に必要な書類

条例第 16 条第 1 項の適用を受けようとするものは建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得ることが必要です。(条例第 16 条第 3 項、規則第 9 条第 1 項)

・ 駐車施設等承認申請書 3 通 (このうち、2 通は写しでも結構です)

・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各 3 通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	駐車施設等使用承諾書		別記様式見本あり
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物
7	配置図	1/300 以上	敷地外駐車場
8	各階平面図	1/300 以上	敷地外駐車場
9	断面図	1/300 以上	敷地外駐車場
10	立面図	1/300 以上	敷地外駐車場
11	駐車場の写真	4～5 枚	敷地外駐車場

※番号 2～10 の各図面に明示すべき事項は、規則別表第 3 に記載のとおりです。

※番号 8～10 の各図面については、建築物である駐車場に限り添付が必要です。

※特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください。

#### (5) 承認について

- ・ 申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して駐車施設等承認書 2 通をお渡しします。(この 2 通は、建築確認申請の正副に綴じてください。)
- ・ 基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

## 駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新 規 ・ 変 更（前承認番号：第 号）				
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区	丁目		
	規 模	台（内 台） 台（内 台：自動二輪車）			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	附 置 義 務 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	設 置 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名  TEL				

## 駐車施設等使用承諾書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(承諾者) 住所  
氏名  
(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 16 条第 1 項の駐車施設として使用する  
ることについては、下記のとおり承諾します。

### 記

1. 駐車場名称
  
2. 駐車場の位置
  
3. 契約者  
住所  
氏名
  
4. 契約台数

台

## 駐車施設等承認書

大阪市指令計（駐）第 号  
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により  
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、敷地外駐車場に駐車施設等を設置しつづけること。
3. 申請建築物の所有者が変更になった場合には、次の所有者に対して当該申請にかかる内容を継承すること。
4. 申請建築物に、敷地外駐車場に駐車施設等を設置していることを示す表示板を掲げること。
5. 敷地外駐車場に駐車施設等を設置していることを証する報告書を毎年1回提出すること。
6. 敷地外駐車場に設置する駐車施設等に変更が生じた場合には、あらかじめ変更承認申請の手続きを行うこと。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 8. 敷地外設置にかかる継続設置の報告について

附置義務駐車施設等を敷地外駐車場に設置した建築主は、当該駐車施設等の現況（敷地外駐車施設等の設置状況）について、毎年1回、市に報告する必要があります。（規則第9条第3項第2号）

- ・ 報告書 1通（別記様式見本あり）
- ・ 付近見取図 1通（当該敷地と敷地外駐車場の位置を示してください）

## 報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所

(法人にあつては事務所の所在地)

(甲) 氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

大阪市指令計(駐)第 号で承認を受けた駐車施設等の設置状況について、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第9条第3項第2号の規定により、駐車場の管理者の意見を添えて下記のとおり報告します。

## 記

1. 建築物の名称
2. 建築物の位置
3. 敷地外駐車場の名称
4. 敷地外駐車場の位置
5. 設置台数

台

6. 駐車場管理者の意見

甲は、乙が管理する駐車場において、上記のとおり駐車施設等を確保しております。

(乙) 住所

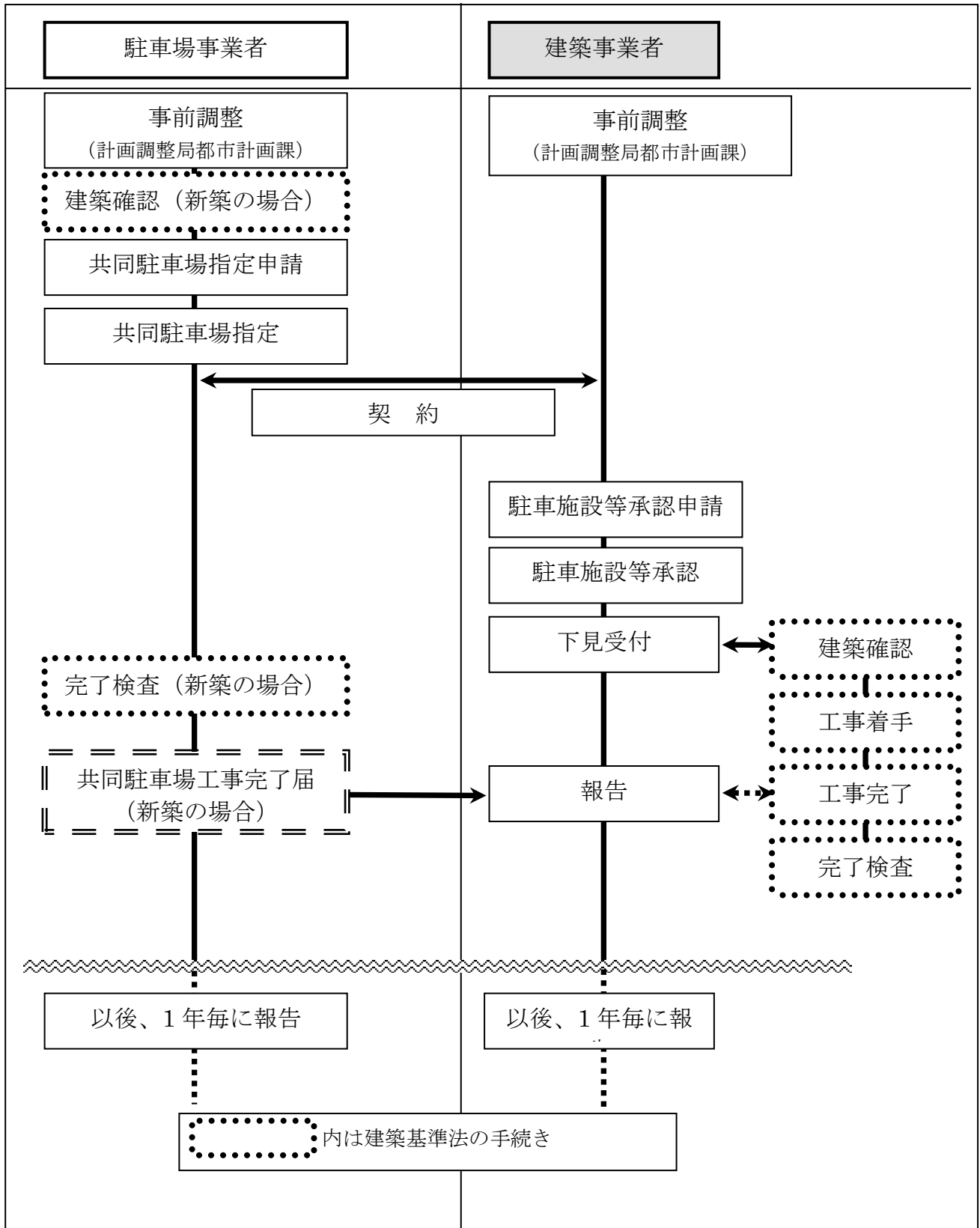
氏名

(TEL)

## 9. 共同駐車場への設置（条例第16条第2項）について

市長が指定する共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置する場合は、当該建築物の敷地内に附置義務駐車施設等を附置しないことができます。

〈附置義務駐車施設等の共同駐車場への設置にかかる手続きの流れ〉

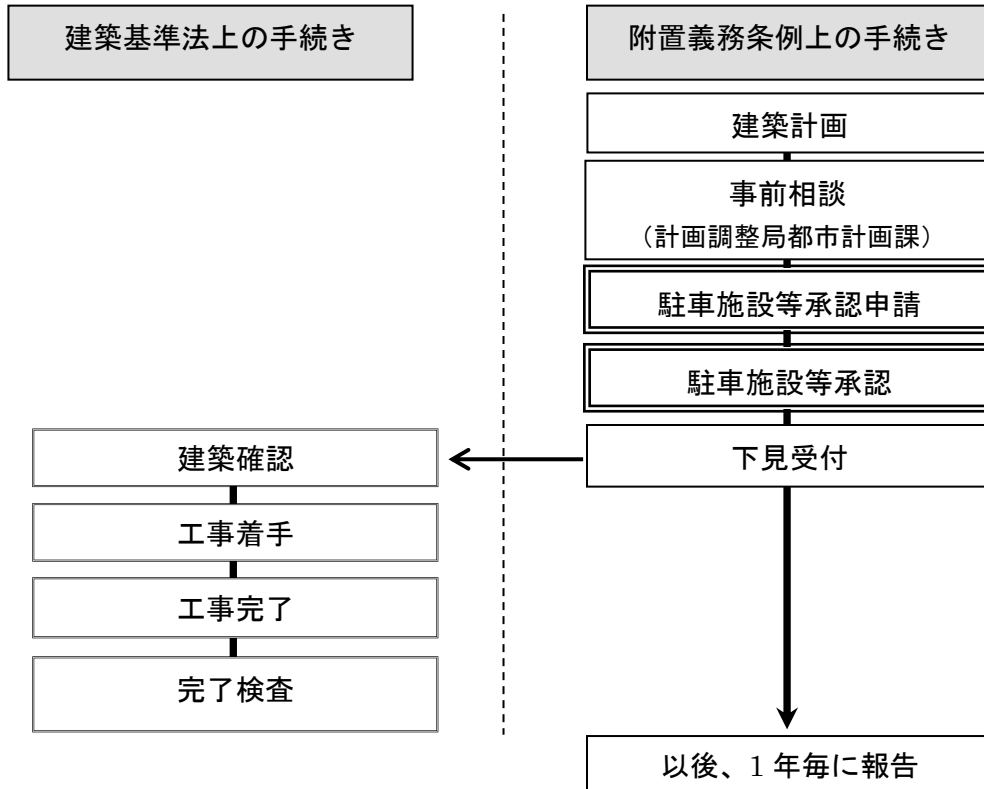


## 共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置するための承認（建築事業者の手続き）

### （1）承認に必要な条件（いずれにも該当）（基準第8条）

- ア．当該建築物の敷地内に駐車施設等（荷捌きのための駐車施設等を除く）を附置することが当該建築物周辺の交通、土地利用の状況からみて好ましくないこと。
- イ．当該建築物の敷地からおおむね500m以内の共同駐車場に駐車施設等を設置すること。
- ウ．当該共同駐車場に設置する駐車施設等の台数が当該共同駐車場として指定されている台数の2分の1以下であること。

### （2）承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

### (3) 承認の申請に必要な書類

条例第 16 条第 2 項の適用を受けようとする場合は建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得ることが必要です。(条例第 16 条第 3 項、規則第 9 条第 1 項)

・ 駐車施設等承認申請書 3 通 (このうち、2 通は写しでも結構です)

・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各 3 通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	駐車施設等使用承諾書		別記様式見本あり
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物
7	配置図	1/300 以上	共同駐車場
8	各階平面図	1/300 以上	共同駐車場
9	断面図	1/300 以上	共同駐車場
10	立面図	1/300 以上	共同駐車場
11	駐車場の写真	4～5 枚	共同駐車場

※番号 2～10 の各図面に明示すべき事項は、規則別表第 3 に記載のとおりです。

※特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください。

### (4) 承認について

- ・ 申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して駐車施設等承認書 2 通をお渡しします。(この 2 通は、建築確認申請の正副に綴じてください。)
- ・ 基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

## 駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容	新 規 ・ 変 更（前承認番号：第 号）				
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区	丁目		
	規 模	台（内 台） 台（内 台：自動二輪車）			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区	丁目		
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	附 置 義 務 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	設 置 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	
工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人	住所 氏名	TEL			

## 駐車施設等使用承諾書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(承諾者) 住所  
氏名  
(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 16 条第 2 項の駐車施設等として使用することについては、下記のとおり承諾します。

### 記

1. 駐車場名称

2. 駐車場の位置

3. 契約者

住所

氏名

4. 契約台数

台

## 駐車施設等承認書

大阪市指令計（駐）第 号  
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により  
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、共同駐車場に駐車施設等を設置しつづけること。
3. 申請建築物に、共同駐車場に駐車施設等を設置していることを示す表示板を掲げること。
4. 共同駐車場に駐車施設等を設置していることを証する報告書を毎年1回提出すること。
5. 共同駐車場に設置する駐車施設等に変更が生じた場合には、あらかじめ変更承認申請の手続きを行うこと。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 10. **共同駐車場への設置にかかる継続設置の報告について**

附置義務駐車施設等を共同駐車場に設置した建築主は、当該駐車施設等の現況（共同駐車場の設置状況）について、毎年1回、市に報告する必要があります。（規則第9条第3項第2号）

- ・ 報告書                                   1 通（別記様式見本あり）
- ・ 付近見取図                            1 通（当該敷地と共同駐車場の位置を示してください）

## 報 告 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所

(法人にあつては事務所の所在地)

(甲) 氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

大阪市指令計(駐)第 号で承認を受けた駐車施設等の設置状況について、建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第9条第3項第2号の規定により、駐車場の管理者の意見を添えて下記のとおり報告します。

## 記

1. 建築物の名称
2. 建築物の位置
3. 敷地外駐車場の名称
4. 敷地外駐車場の位置
5. 設置台数

台

6. 駐車場管理者の意見

甲は、乙が管理する駐車場において、上記のとおり駐車施設等を確保しております。

(乙) 住所

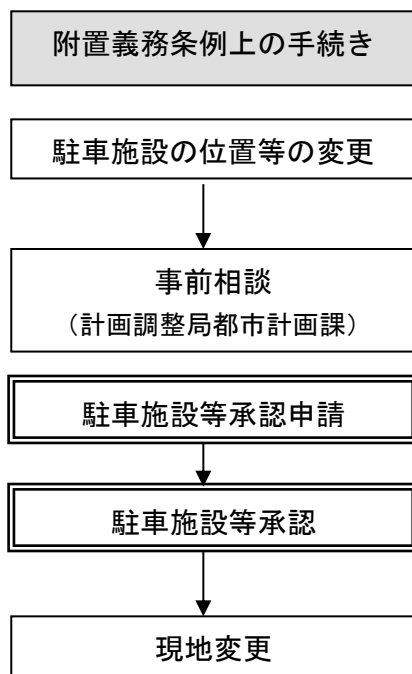
氏名

(TEL)

## 11. 敷地内の駐車施設等の位置等の変更について（条例第 16 条第 3 項）

建築物の竣工後、敷地内の附置義務駐車施設等の位置、規模及び構造を変更する場合は、あらかじめ市長の承認が必要です。（条例 16 条第 3 項、規則第 9 条第 2 項）  
ただし、確認申請手続きを行う場合は、この限りではありません。

### （1）承認の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約 2 週間必要です。

### （2）承認の申請に必要な書類

- ・ 駐車施設等承認申請書 2 通（このうち、1 通は写しでも結構です。）
- ・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各 2 通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	付近見取図	1/5,000 以上	
2	配置図	1/300 以上	(変更前後の図面)
3	各階平面図	1/300 以上	(変更前後の図面)
4	断面図	1/300 以上	(変更前後の図面)
5	立面図	1/300 以上	(変更前後の図面)

※番号 2～5 の各図面に明示すべき事項は、規則別表 4 に記載のとおりです。

なお、変更前と変更後の図面に変更がない場合は、添付不要です。

### （3）承認について

- ・ 申請内容を審査し、支障がない場合は、条件を付して駐車施設等承認書をお渡しします。
- ・ 支障がある場合は、理由を付して通知します。

## 駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所  
（法人にあっては事務所の所在地）  
 氏名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
 （TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第3項の変更承認を受けたいので、同条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由				
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区	丁目	
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	主 要 用 途	
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区		
	延 面 積 <small>（概ね容積対象面積）</small>	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	附 置 義 務 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	設 置 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月
前 承 認 番 号	第 号			
代 理 人	住所 氏名 TEL			

## 駐車施設等承認書

大阪市指令計（駐）第 号  
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第9条第2項の規定により  
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。

## 12. **措置命令書について（条例第 20 条、規則第 10 条）**

市長は、第 3 条から第 9 条まで、第 13 条、第 14 条、第 16 条又は第 18 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設等の附置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができます。

違反している場合は、次の措置命令書を駐車施設等の所有者又は管理者に交付して必要な措置を命令することになりますので、命令を受けた場合は速やかに措置を講じてください。

(宛て先)

大阪市長

措 置 命 令 書

1) 建築物の所在地

大阪市 区

2) 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の  
規定に違反しているので同条例第20条の規定により下記のとおり命ずる。

記

1) 措 置.....  
.....  
.....

2) 理 由.....  
.....  
.....

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び  
取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 第7 駐車施設に関する協議および届出について

確認申請に必要な駐車施設等の事前協議が完了した段階で、駐車場担当者（計画調整局都市計画課）から、別紙様式の駐車施設整理票をお渡しします。必要事項の記入や必要図面の添付のうえ、**正副2部**持参し、確認申請までに届出を済ませてください。1部は受付印を押して『届出控え』としてお渡しします。

## 第8 オンライン申請について

事前協議が完了したものについては、オンラインにて申請や届出が可能です。大阪市 HP より、各種申請・届出を行ってください。

(注意事項)

- ・必ず、事前協議を完了させてから申請・届出してください。
- ・記載内容、添付図面等に支障がなければ受理（受付）します。そのため、オンライン申請における受付日は、申請日とは異なります。処理期間を含め、時間に余裕をもってお手続きください。
- ・オンライン申請にて、申請や届出が完了したものについて、手続き完了のメール画面及び申請書類を印刷したものを窓口までお持ちいただいた場合は、受付印を押します。控えとして保管ください。

## 第9 条例及び要綱の改正経緯

※主なもののみ抜粋して掲載しております

### 条例

#### 《各時点での附置義務基準（四輪車）》

【昭和39年9月～平成2年3月末】（周辺地区の地域範囲は、JR大阪環状線の内側のみ対象）

建築物の用途 地域・地区	特定用途	非特定用途
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が2,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 2000}{300}$ →切上げ台数	延面積が3,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 3000}{450}$ →切上げ台数
	延面積が3,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 3000}{450}$ →切上げ台数	対象外
周辺地区 [上記以外]		対象外

【平成2年4月～平成16年3月末】（地域範囲は、大阪市全域が対象）

建築物の用途 地域・地区	特定用途	非特定用途	
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が1,000m <sup>2</sup> をこえ、2,000m <sup>2</sup> 以下のもの  一律 2台	延面積が2,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 1500}{250}$ →切上げ台数	延面積が3,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 2100}{350}$ →切上げ台数
	延面積が3,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 3000}{250}$ →切上げ台数		対象外
周辺地区 [上記以外]		対象外	

【平成16年4月～平成26年6月末】 ★荷さばきから四輪車への換算規定追加

建築物の用途 地域・地区	特定用途		非特定用途	
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が2,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 1500}{300}$ →切上げ台数	延面積が10,000m <sup>2</sup> をこえる部分 $\frac{(\text{延面積})}{350}$ →切上げ台数	延面積が3,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 2250}{450}$ →切上げ台数	延面積が15,000m <sup>2</sup> をこえる部分 $\frac{(\text{延面積})}{525}$ →切上げ台数
	延面積が3,000m <sup>2</sup> をこえるもの $\frac{(\text{延面積}) - 3000}{350}$ →切上げ台数			対象外
周辺地区 [上記以外]				対象外

【平成 20 年 6 月～ 自動二輪車の義務化】

【平成 26 年 7 月～令和 8 年 3 月末】 ★自動二輪車から四輪車への換算規定追加

建築物の用途 地域・地区	特定用途		非特定用途	
	駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が 2,000m <sup>2</sup> をこえるもの <u>(延面積) - 1500</u> <b>350</b> →切上げ台数	延面積が 10,000m <sup>2</sup> をこえる部分 <u>(延面積)</u> <b>400</b> →切上げ台数	延面積が 3,000m <sup>2</sup> をこえるもの <u>(延面積) - 2250</u> 450 →切上げ台数
周辺地区 [上記以外]	延面積が 3,000m <sup>2</sup> をこえるもの <u>(延面積) - 3000</u> 350 →切上げ台数		対 象 外	

【令和 8 年 4 月～】

建築物の用途 地域・地区	特定用途		非特定用途	
	(1) 駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延面積が 3,000 m <sup>2</sup> をこえ 12,000 m <sup>2</sup> 以下 <u>(延面積) - 2150</u> 430 →切上げ台数	延面積が 12,000 m <sup>2</sup> をこえる部分 <u>(延面積)</u> 525 →切上げ台数	延面積が 3,000 m <sup>2</sup> をこえ 15,000 m <sup>2</sup> 以下 <u>(延面積) - 2250</u> 450 →切上げ台数
(2) 周辺地区 [(1)以外]	延面積が 3,000m <sup>2</sup> をこえるもの <u>(延面積) - 3000</u> 350 →切上げ台数		対 象 外	

**要綱**

《各時点での要綱基準》

【平成 3 年 4 月 1 日要綱制定（同年 10 月 1 日実施）】

・設置基準

共同住宅等建築物 の全住戸数	駐車施設の設置率	
	35 m <sup>2</sup> 以下 (ワンルーム形式)	35 m <sup>2</sup> を超える (ファミリー形式)
30 戸以上	20 %以上	30 %以上
70 戸以上	25 %以上	40 %以上

【平成 6 年 6 月 1 日要綱改正（同年 11 月 1 日実施）】

- ・ 設置基準の拡大

共同住宅等建築物 の全住戸数	駐車施設の設置率	
	35㎡以下 (ワンルーム形式)	35㎡を超える (ファミリー形式)
30戸以上	25%以上	40%以上
70戸以上	25%以上	50%以上

【平成 20 年 6 月 1 日要綱改正（同日実施）】

- ・ 自動二輪車の設置基準の追加

共同住宅等建築物 の全住戸数	駐車施設の設置率	
	35㎡以下 (ワンルーム形式)	35㎡を超える (ファミリー形式)
30戸以上	3%以上	2%以上

【平成 26 年 7 月 1 日要綱改正（同日実施）】

- ・ 設置基準の緩和

共同住宅等建築物 の全住戸数		駐車施設の設置率	
		35㎡以下 (ワンルーム形式)	35㎡を超える (ファミリー形式)
30戸 以上	商業系地域	10%以上	30%以上
	その他地域		35%以上
70戸 以上	商業系地域	10%以上	40%以上
	その他地域		50%以上

- ・ 自動二輪車の振替規定追加

【令和 3 年 4 月 1 日要綱改正（同日実施）】

- ・ 自転車駐車場の四輪車駐車施設への振替規定を追加
- ・ カーシェアリングの導入による必要台数の緩和規定を追加
- ・ 荷さばき駐車施設の四輪車駐車施設への振替規定を追加

【令和 8 年 4 月 1 日要綱改正（同日実施）】

- ・ 設置基準の緩和

敷地面積が500㎡を超えるもの			
共同住宅等建築物 の全住戸数		駐車施設の設置率	
		35㎡以下 (ワンルーム形式)	35㎡を超える (ファミリー形式)
30戸 以上	商業系地域	3%以上	20%以上
	その他地域	5%以上	30%以上
70戸 以上	商業系地域	3%以上	20%以上
	その他地域	5%以上	35%以上

(参考) 整理票記入例

記入例(計算例その5 駐車場整備地区、敷地面積15,000㎡  
延面積130,000㎡(事務所105,000㎡、  
その他の特定用途25,000㎡)駅接続緩和を適用する場合

■附置義務駐車施設整理

附置義務

1 建築主 住所 大阪府●●市●●区●●1丁目●-●● 会社名 ●●不動産 代表者 代表取締役●● ☎(06) ●●●●●-○○○○			※受付(整理) 附No.
2 建築物 名称 ●●オフィス ※ゾーンNo. 位置 大阪市 北区 中之島1 丁目 ● - ●●		3 届出の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(旧No. ) 変更承認番号( )	
4 用途地域(当該敷地の最も大きな部分が属する地域) <input type="checkbox"/> 一中住専 <input type="checkbox"/> 二中住専 <input type="checkbox"/> 一種住居 <input type="checkbox"/> 二種住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input checked="" type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 工専			5 届出の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> その他( )
6 その他の地域地区 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 商業・近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 周辺地区			7 工事着手予定日 令和 10 年 4 月 1 日
8 建築物の用途分類 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> 供給処理 <input type="checkbox"/> 文教 <input type="checkbox"/> 医療厚生 <input type="checkbox"/> 興行 <input type="checkbox"/> 遊興宿泊 <input type="checkbox"/> 販売商業 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 工業 <input checked="" type="checkbox"/> 住居 <input checked="" type="checkbox"/> その他( )			9 工事完了予定日 令和 12 年 4 月 1 日
10 建築物の規模 (申請部分) (申請部分以外) (合計) 敷地面積 15000 ㎡ ㎡ 15000 ㎡ 建築面積 12000 ㎡ ㎡ 12000 ㎡ 延床面積 150000 ㎡ ㎡ 150000 ㎡ 容積対象面積 130000 ㎡ ㎡ 130000 ㎡ 駐車のために供する面積 2308.1 ㎡ ㎡ 2308.1 ㎡			11 用途別床面積 (特定用途部分) 105000 ㎡ (非特定用途部分) 25000 ㎡ <input checked="" type="checkbox"/> 緩和承認番号( 999 ) (特定用途部分)緩和後 49350 ㎡ (非特定用途部分)緩和 17500 ㎡
13 設置台数 (申請部分) (申請部分以外) (合計) [うち 自動二輪乗替 /5台] [ /5台] [ /5台] [うち 荷さばき乗替 *2台] [ *2台] [ *2台] [特例 台] [ 台] [ 台]			12 住宅戸数 ファミリー 戸 <input type="checkbox"/> 分譲 ワンルーム 戸 <input type="checkbox"/> 賃貸 (計) 戸 ※共同住宅指導駐車台数 共同住宅以外 共同住宅 合計 附置義務 指導台数 台 + 台 = 台
14 附置義務駐車台数 (申請部分以外) (合計) 128 台 台 128 台			<input type="checkbox"/> 自転車乗替 ( /10 ) <input type="checkbox"/> 二輪乗替 ( /5 ) <input type="checkbox"/> カーシェア導入 ( 0.8 0.9 ) <input type="checkbox"/> 荷さばき乗替乗替 ( *2 )
15 四輪附置義務駐車台数計算式 (切上げ台数) $\frac{(12000 - 2150)}{430} + \frac{54850}{525} = 127.4 = 128 \text{ 台}$			16 駐車場の機械種別 <input type="checkbox"/> ターンテーブル第 号 <input checked="" type="checkbox"/> タワーパーキング第 999 号 <input type="checkbox"/> 水平循環式第 号 <input type="checkbox"/> 多層循環式第 号 <input type="checkbox"/> 平面往復方式第 号 <input checked="" type="checkbox"/> 二・多段駐車第 999 号 <input type="checkbox"/> エレベーター方式第 号 <input type="checkbox"/> エレベータースライド方式第 号 <input type="checkbox"/> カリフト第 号 <input type="checkbox"/> その他第 ( ) 号
17 特例駐車場がある場合のみ記入 所在地 大阪市 区 丁目 - 名称 承認番号			※駐車場出入口の設備 <input type="checkbox"/> 警備装置 <input type="checkbox"/> 信号装置 <input type="checkbox"/> その他( )
18 駐車場の形態別分類 特例駐車場がある場合は表裏まで記入(荷さばき車は除く) (広場) (地上 1 階~ 階) (地下 階~ 階) (合計) 自走式 10 台 20 台 台 30 台 機械式 台 100 台 台 100 台			※区分 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模( ● - ●● ) <input type="checkbox"/> 総合設計 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 再地区 <input type="checkbox"/> 高層乗替 <input type="checkbox"/> 900㎡以上 <input type="checkbox"/> 二輪乗替
19 代理者 住所 大阪府●●市●●区●●1丁目●-●● 会社名 ●●設計事務所 氏名 代表取締役●● ☎(06) ●●●●●-○○○○			
※備考 ※大規模低減計算 (大規模な事務所に係る低減) 28000+30000+2500+10000=70500 ※駅接続緩和計算 70500×0.7=49350(事務所) 25000×0.7=17500(その他)			

※欄は記入不要

自動二輪車			
21 設置台数(四輪への振替がある場合は振替後の台数を記載)			20 用途別床面積 (店舗及び事務所特定用途部分) 70500 m <sup>2</sup> (その他特定用途部分) 25000 m <sup>2</sup>
〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉	
28 台	台	28 台	
[特例 台]	[ 台]	[ 台]	
22 附置義務駐車台数			※共同住宅指導駐車台数
〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉	共同住宅以外 附置義務
28 台	台	28 台	共同住宅 指導台数
23 附置義務駐車台数計算式			合計
70500 + (25000 × $\frac{6}{13}$ ) = 82038.46			台 + 台 = 台
$\frac{82038.46}{3000} = 27.35$			※備考 自動二輪車及び荷さばき車には駅接続緩和の制度は利用できません。
24 駐車場の形態別分類 特例駐車場がある場合は生書きで記入			大規模な事務所に係る低減および、大規模な共同住宅に係る低減は利用できません。
〈広場〉	〈地上1階～ 階〉	〈地下 階～ 階〉	〈合計〉
自走式	台	20 台	台
機械式	台	台	台
荷さばき車			
25 設置台数			26 用途別床面積・住戸数 (百貨店その他店舗特定用途部分) m <sup>2</sup> (事務所特定用途部分) 105000 緩和後：70500 m <sup>2</sup> (その他特定用途部分) 25000 m <sup>2</sup> (共同住宅住戸数) 戸 (共同住宅非特定用途面積) m <sup>2</sup>
〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉	
9 台	台	9 台	
27 附置義務駐車台数			
〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉	
9 台	台	9 台	
28 附置義務荷さばき駐車台数計算式			
※大規模低減計算 (大規模な事務所に係る低減) 28000+30000+2500+10000=70500			
荷さばき附置義務台数			
$\frac{70500}{8000} + \frac{25000}{5000} = 13.81$			〈切捨て台数〉
2トン車規格荷さばき車附置義務台数			= 13 台
$(70500 \times \frac{12000}{95500} \div 8000) + (25000 \times \frac{12000}{95500} \div 5000) = 1.74$			2トン車規格
			= 1 台
29 駐車場の形態別分類			※備考 大規模な事務所に係る低減
〈広場〉	〈地上 階～ 階〉	〈地下 階～ 階〉	〈合計〉
2トン車規格	1 台	台	台
普通車規格	12 台	台	12 台
付近見取図・配置図(別添)(駐車施設の概要がわかる図面を添付)			10000m <sup>2</sup> を超え50000m <sup>2</sup> 以下の部分 40000×0.7=28000 50000m <sup>2</sup> を超え100000m <sup>2</sup> 以下の部分 50000×0.6=30000 100000を超える部分 5000×0.25=2500

■共同住宅駐車施設整理票

1 建築主 住所 大阪府●●市●●区●●1丁目●-●● 会社名 ●●不動産 代表者 代表取締役●● ☎ (06) ●●●●-○○○○		※受付(整理)  住No.																								
2 建築物 名称 ●●マンション 位置 大阪市 北 区 ●●1 丁目 ● - ●●	※ゾーンNo.       	3 届出の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(旧No. )																								
4 用途地域 (当該敷地の最も大きな部分が属する地域) <input type="checkbox"/> 一中住専 <input type="checkbox"/> 二中住専 <input type="checkbox"/> 一種住居 <input checked="" type="checkbox"/> 二種住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 工専		5 届出の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> その他 ( )																								
6 その他の地域地区 <input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 商業・近隣商業地域 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺地区		7 工事着手予定日 令和 10 年 4 月 1 日																								
8 建築物の規模 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈申請部分〉</th> <th>〈申請部分以外〉</th> <th>〈合計〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地面積</td> <td style="text-align: center;">900 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">900 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td style="text-align: center;">600 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">600 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td style="text-align: center;">2500 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">2500 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td style="text-align: center;">2000 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">2000 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>車庫面積</td> <td style="text-align: center;">119.6 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">119.6 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>			〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉	敷地面積	900 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>	建築面積	600 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	延床面積	2500 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2500 m <sup>2</sup>	容積対象面積	2000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2000 m <sup>2</sup>	車庫面積	119.6 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	119.6 m <sup>2</sup>	9 工事完了予定日 令和 11 年 4 月 1 日
	〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉																							
敷地面積	900 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>																							
建築面積	600 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>																							
延床面積	2500 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2500 m <sup>2</sup>																							
容積対象面積	2000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2000 m <sup>2</sup>																							
車庫面積	119.6 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	119.6 m <sup>2</sup>																							
11 設置台数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈申請部分〉</th> <th>〈申請部分以外〉</th> <th>〈合計〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10 台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">10 台</td> </tr> <tr> <td>[うち 自動二輪振替</td> <td style="text-align: center;">/5 台]</td> <td style="text-align: center;">/5 台]</td> <td style="text-align: center;">/5 台]</td> </tr> <tr> <td>[うち 自転車振替</td> <td style="text-align: center;">/10 台]</td> <td style="text-align: center;">/10 台]</td> <td style="text-align: center;">/10 台]</td> </tr> <tr> <td>[うち 荷さばき振替</td> <td style="text-align: center;">+2 台]</td> <td style="text-align: center;">+2 台]</td> <td style="text-align: center;">+2 台]</td> </tr> <tr> <td>[特例</td> <td style="text-align: center;">台]</td> <td style="text-align: center;">台]</td> <td style="text-align: center;">台]</td> </tr> </tbody> </table>			〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉		10 台	台	10 台	[うち 自動二輪振替	/5 台]	/5 台]	/5 台]	[うち 自転車振替	/10 台]	/10 台]	/10 台]	[うち 荷さばき振替	+2 台]	+2 台]	+2 台]	[特例	台]	台]	台]	10 住宅戸数 ファミリー 25 戸① ワンルーム 15 戸② 計 40 戸 <input type="checkbox"/> 分譲 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> カーシェアリング導入 ① × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \end{pmatrix}$ = 戸みなし ② × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \end{pmatrix}$ = 戸みなし
	〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉																							
	10 台	台	10 台																							
[うち 自動二輪振替	/5 台]	/5 台]	/5 台]																							
[うち 自転車振替	/10 台]	/10 台]	/10 台]																							
[うち 荷さばき振替	+2 台]	+2 台]	+2 台]																							
[特例	台]	台]	台]																							
13 指導駐車台数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈申請部分〉</th> <th>〈申請部分以外〉</th> <th>〈合計〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">9 台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">9 台</td> </tr> </tbody> </table>			〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉		9 台	台	9 台	12 住宅以外の併用用途 なし																
	〈申請部分〉	〈申請部分以外〉	〈合計〉																							
	9 台	台	9 台																							
14 指導駐車台数計算式 〈ファミリー戸数〉 × $\begin{pmatrix} 0.20 \\ 0.20 \\ 0.35 \end{pmatrix}$ + 〈ワンルーム戸数〉 × $\begin{pmatrix} 0.03 \\ 0.03 \\ 0.05 \end{pmatrix}$ = 9 台 ※カーシェアリング導入予定の場合はみなし戸数を記入		15 駐車場の機械種別 <input type="checkbox"/> ターンテーブル第 号 <input type="checkbox"/> タワーパーキング第 号 <input type="checkbox"/> 水平循環第 号 <input type="checkbox"/> 多層循環第 号 <input type="checkbox"/> 平面往復方式第 号 <input type="checkbox"/> 二・多段駐車第 号 <input type="checkbox"/> エレベーター方式第 号 <input type="checkbox"/> エレベータースライド方式第 号 <input type="checkbox"/> カリフト第 号 <input type="checkbox"/> その他第 号 ( )																								
16 特例駐車場がある場合のみ記入 所在地 大阪市 区 丁目 - 名称 協議No. 住		※駐車場出入口の設備 <input type="checkbox"/> 警報装置 <input type="checkbox"/> 信号装置 <input type="checkbox"/> その他( )																								
17 駐車場の形態別分類 特例駐車場がある場合は左欄まで記入 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈広場〉</th> <th>〈地上 階~ 階〉</th> <th>〈地下 階~ 階〉</th> <th>〈合計〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式</td> <td style="text-align: center;">10 台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">10 台</td> </tr> <tr> <td>機械式</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> </tbody> </table>			〈広場〉	〈地上 階~ 階〉	〈地下 階~ 階〉	〈合計〉	自走式	10 台	台	台	10 台	機械式	台	台	台	台	19 区分 <input type="checkbox"/> 大規模( - ) <input type="checkbox"/> 総合設計 <input type="checkbox"/> 再地区 <input type="checkbox"/> 500m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 二輪振替									
	〈広場〉	〈地上 階~ 階〉	〈地下 階~ 階〉	〈合計〉																						
自走式	10 台	台	台	10 台																						
機械式	台	台	台	台																						
18 代理者 住所 大阪府●●市●●区●●1丁目●-●● 会社名 ●●設計事務所 氏名 代表取締役●● ☎ (06) ●●●●-○○○○																										
※備考																										

※欄は記入不要

